

令和 6 年第 1 回

おいらせ町議会定例会

予算特別委員会

会議録第 1 号

おいらせ町議会 令和6年予算特別委員会記録

おいらせ町議会 令和6年予算特別委員会記録第1号	
招集年月日	令和6年3月14日(木)
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場
開 会	令和6年3月14日 午前10時05分 委員長宣告
延 会	令和6年3月14日 午後 3時35分 委員長宣告
出席委員	氏 名
	小 向 幸 祐
	沢 尾 宏 之
	澤 上 訓
	田 中 正 一
	平 野 敏 彦
	川 口 弘 治
	松 林 義 光
欠席委員	氏 名
	小笠原 伸 也
欠席委員	氏 名
	佐々木 勝
欠席委員	氏 名
	木 村 忠 一
欠席委員	氏 名
	日野口 和 子
欠席委員	氏 名
	檜 山 忠
欠席委員	氏 名
	吉 村 敏 文
欠席委員	氏 名
	大 浦 陽 子
欠席委員	氏 名
	西 館 芳 信
会議事件説明のため出席した者の職氏名	職 名
	氏 名
	職 名
	氏 名
	町 長
	成 田 隆
	副 町 長
	小 向 仁 生
	総 務 課 長
	成 田 光 寿
	政 策 推 進 課 長
	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長
	岡 本 啓 一
	ま ち づ くり 防 災 課 長
	田 中 淳 也
	税 務 課 長
	久 保 田 優 治
	町 民 課 長
	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長
	鈴 木 政 康
	介 護 福 祉 課 長
	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長
	西 館 道 幸
	農 林 水 産 課 長 補 佐
	木 村 誠
	商 工 観 光 課 長
	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長
	桒 嶋 泰 幸
	会 計 管 理 者
	小 向 正 志
	病 院 事 務 長
	田 中 貴 重
	教 育 委 員 会 教 育 長
	松 林 義 一
	学 務 課 長
	福 田 輝 雄
	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長
	三 村 俊 介
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
	田 中 直 喜
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長
	松 林 勝 智
	農 業 委 員 会 事 務 局 長
	西 館 道 幸
	農 業 委 員 会 事 務 局 次 長
	川 口 嘉 大
	監 査 委 員
	柏 崎 堅 一
	監 査 委 員 事 務 局 長
	佐々木 拓 仁
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長
	佐々木 拓 仁
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 次 長
	木 村 英 樹
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 主 幹
	原 本 愁 子

事 件 題 目	1 議案第21号 令和6年度おいらせ町一般会計予算について
	2 議案第22号 令和6年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について
	3 議案第23号 令和6年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について
	4 議案第24号 令和6年度おいらせ町介護保険特別会計予算について
	5 議案第25号 令和6年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について
	6 議案第26号 令和6年度おいらせ町病院事業会計予算について
	7 議案第27号 令和6年度おいらせ町下水道事業会計予算について
発 言 者	発 言 者 の 要 旨
事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
平野委員長	おはようございます。 会議に入る前に、一言ご挨拶を申し上げます。 先般、予算特別委員長の選任にご同意いただきました平野敏彦です。ご案内のように、予算特別委員会、町の一年間の執行予算を審査する大変重要な委員会であります。議事進行につきましては、各委員の何分のご協力をよろしくお願い申し上げます。 ただいまの出席委員数は13人です。 定足数に達しておりますので、直ちに予算特別委員会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時05分)
平野委員長	なお、大浦陽子委員、柏崎勉委員、西館芳信委員は欠席であります。 また、本日午後、教育長は別件公務により、欠席との申し出がありましたので、ご報告いたします。 質疑に入る前に、委員各位にお願いします。予算特別委員会の円滑な議事

財政管財課長 (岡本啓一君)	運営を図るため、質疑の趣旨は明確にすること、質疑の際は、何ページ、何款の何々の件についてと議題に沿って質疑をすること、対象の款の区分では、質疑は3回までとします。対象の款の区分の質疑の回数が3回に満たない場合であっても、他の議員が質疑を行った場合は、再び質疑をすることはできません。関連質疑は必要最小限にとどめること、議題外の発言または関連質疑が多岐にわたった場合は、発言を禁止します。 なお、委員会の質疑の際は、議席番号は不要となります。質疑の際は、「はい、委員長、誰々」と名字を名乗り、ボタンを押してください。 質疑の区分は、お配りしております参考資料の予算関係質疑予定区分表に従って受けます。 以上のことを確認していただき、予算特別委員会の円滑な運営にご協力くださいますようお願いいたします。 これより、議案の審査に入ります。 当委員会に付託されました議案第21号から第27号までの7議案のうち、議案第21号、令和6年度おいらせ町一般会計予算についてを審査いたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。 それでは、議案第21号について、ご説明いたします。議案書は85ページから97ページになります。 本案は、第1表、歳入歳出予算の総額を115億円とするもので、前年度と比較しますと、10億300万円、9.6%の増となっております。 議案書94ページをご覧ください。 第2表、継続費は、2款総務費の「戸籍情報システム等標準化事業」及び10款教育費の「木ノ下中学校講堂改築事業」について、履行期間が令和6年度から7年度の2カ年にわたる発注を行うため、継続費を設定するものです。 95ページから97ページをご覧ください。 第3表、地方債は、歳入予算に計上しております27件の起債について、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものです。限度額の合計につきましては8億4,652万円、歳入の22款町債と同じ金額となります。 続いて、歳入歳出の主な内容について、ご説明いたします。別冊の「令和6年度 一般会計予算に関する説明書」をご用意ください。
---------------------------	---

	それでは、歳出の主な内容からご説明いたします。 説明書の３７ページをご覧ください。 ３７ページの科目は、２款１項１目一般管理費の１２節施設管理業務等委託料５，５９７万６，０００円は、本庁舎及び分庁舎の警備、清掃等の管理業務経費として計上するものです。 １３節バス借上料２，５００万円は、各種団体の無償使用に供するため、町がバスを借り上げる費用を計上するものです。 ４２ページをご覧ください。 ２款１項８目新庁舎建設費の目の合計２，３９３万３，０００円は、新庁舎建設予定地の発掘調査を実施するため、発掘調査員に係る経費や各種委託料など関係経費を計上するものです。 ４４ページをご覧ください。 ２款２項１目企画総務費の１２節デマンド交通運行業務委託料３，２８２万９，０００円は、町デマンド型乗合バス、通称おいらバスの運行業務を委託するため計上するものです。 ４７ページをご覧ください。 ２款２項２目町活性化対策費の１４節洗平地区農業構造改善センター外壁等改修工事費８７２万６，０００円及び明神山コミュニティ防災センター外壁等改修工事費２，１８０万３，０００円は、施設の劣化状況を踏まえた長寿命化対策として、外壁塗装などの補修工事を実施するため計上するものです。 ４８ページをご覧ください。 ２款２項３目情報政策費の１２節機器保守委託料４，６１１万１，０００円は、町総合行政システム等のハードウェアとソフトウェア保守委託料として計上するものです。 ４９ページをご覧ください。 同じく１２節の情報システム標準化対応業務委託料１，０２９万８，０００円は、国が進める自治体システムの標準化に向け、情報システムを改修するため計上するものです。 １３節機器借上料７，０１８万６，０００円は、町総合行政システム等に係るシステム及びプリンタ等の借上料として計上するものです。 ５６ページをご覧ください。 ２款４項１目戸籍住民基本台帳費の１２節情報システム標準化対応業務委託料１，２１６万６，０００円は、国の進める標準化に向け戸籍システムを改修するため計上するものです。
--	---

60ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費の27節国民健康保険特別会計繰出金2億2,753万2,000円は、当該特別会計予算の一般会計負担分として計上するものです。

62ページをご覧ください。

3款1項2目障害者福祉費の19節障害者給付費等4億6,807万2,000円は、居宅介護、生活介護、施設入所等の障害福祉サービスを提供するため計上するものです。

障害児給付費等1億1,406万円は、児童発達支援、放課後デイサービス等の障害福祉サービスを提供するため計上するものです。

64ページをご覧ください。

3款1項3目高齢者福祉費の18節後期高齢者医療療養給付費負担金1億9,196万7,000円は、町給付費総額のうち一般被保険者分の12分の1を負担金として、青森県後期高齢者医療広域連合に納付するため計上するものです。

27節の介護保険特別会計繰出金4億3,709万5,000円及び後期高齢者医療特別会計繰出金1億466万2,000円は、当該特別会計予算の一般会計負担分として計上するものです。

67ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費の12節放課後児童健全育成事業委託料3,811万円は、町内3カ所の放課後児童クラブの運営を委託するため計上するものです。

68ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費の12節こども計画策定委託料578万2,000円は、令和5年度から2年間にわたる継続事業として、町子ども計画を策定するため計上するものです。

19節子ども医療助成費6,133万7,000円は、医療保険で給付を受けた場合の被保険者負担分を助成するため計上するもので、助成対象は、来年度より小中学生から高校卒業相当年齢まで拡充します。

3款2項2目児童措置費の19節子どものための教育・保育給付費13億8,333万9,000円は、保育提供施設に運営費を給付するため計上するものです。

69ページをご覧ください。

3款2項4目児童館費の12節児童館指定管理料5,280万円は、木内々児童センターひまわり館及び木ノ下児童センターみらい館の指定管理

料として計上するものです。

71ページをご覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費の12節情報システム標準化対応業務委託料1,368万4,000円は、国が進める自治体システム標準化に向け、健康管理システムを改修するため計上するものです。

72ページをご覧ください。

4款1項2目予防費の12節乳幼児等予防接種委託料6,000万円は、乳幼児の各種予防接種を委託するため計上するものです。

同じ12節の新型コロナウイルスワクチン接種委託料2,957万5,000円は、町内等の医療機関で当該ワクチンを接種した際の町費用負担として計上するものです。

78ページをご覧ください。

4款2項1目清掃総務費の18節十和田地域広域事務組合清掃管理費負担金2億5,214万3,000円は、ごみを共同処理するための町負担金として、次に十和田地域広域事務組合衛生費負担金3,117万8,000円は、し尿を共同処理するための町負担金としてそれぞれ計上するものです。

79ページをご覧ください。

4款4項1目病院費の18節病院事業会計医業収益負担金5,323万1,000円、同じく医業外収益補助金2,648万2,000円、同じく医業外収益負担金1億2,294万4,000円、さらに23節の病院事業会計出資金2,037万円、合計2億2,302万7,000円は、総務省の公営企業繰出基準に基づき、病院事業会計への繰出金として計上するものです。

84ページをご覧ください。

6款1項3目農業振興費の18節新規就農者育成総合対策事業費補助金742万6,000円は、新規就農者の要望に応じ、経営発展を支援するため計上するものです。

86ページをご覧ください。

6款1項5目農地費の18節下水道事業会計営業外収益補助金4,738万円及び資本金収入補助金2,406万6,000円は、下水道事業会計の農業集落排水事業分への繰出金として計上するものです。

93ページをご覧ください。

7款1項4目観光施設費の14節観光案内看板撤去等工事費389万8,000円は、本町北コミュニティセンター付近の観光案内サインを撤去する

	ため計上するものです。 96ページをご覧ください。 8款2項1目道路橋りょう維持費の14節町道維持補修工事費9,000万円は、町内道路施設の維持管理補修への対応として計上するものです。 97ページをご覧ください。 8款2項2目道路橋りょう新設改良費の14節町道整備工事費8,000万円は、生活関連道路の整備のため計上するものです。なお、雨水排水対策を講じるため、令和5年度と比較し、増額計上しております。 次に、交通安全対策工事費4,000万円は、歩行者の安全確保のため計上するものです。工事予定の路線は、青葉線、緑ヶ丘2号線、木ノ下西線です。 次に、町道舗装補修工事費（補助）4,300万円は、令和5年度に引き続き、木ノ下・鶉久保線の舗装補修工事を実施するため計上するものです。 次に、町道舗装補修工事費（事業債）6,700万円は、鶉久保・薬師線、木内々中央線、間木堤・間木線及び本町28号線の舗装補修工事等を実施するため計上するものです。 次に、橋りょう補修工事費（交付金）1億3,339万7,000円は、引き続き神明橋の補修工事を実施するため計上するものです。 16節土地購入費4,265万3,000円及び21節立木等補償費2,223万7,000円は、主に住吉町線整備事業に係る経費として計上するものです。 98ページをご覧ください。 8款2項3目除雪対策費の12節除雪作業委託料1億3,991万6,000円は、町道などの除雪作業を委託するため計上するものです。 99ページをご覧ください。 8款3項2目公共下水道費の18節下水道事業会計営業外収益補助金2億8,677万2,000円及び資本的収入補助金2億6,566万円は、下水道事業会計の公共下水道事業分への繰出金として計上するものです。 8款3項3目公園管理費の12節施設管理業務等委託料7,077万7,000円は、下田公園、いちよう公園等に係る植栽管理など各種管理業務経費として計上するものです。 100ページをご覧ください。 14節いちよう公園トイレ建替工事費3,200万円は、老朽化対応のため計上するものです。 102ページをご覧ください。
--	---

	9 款 1 項 1 目非常備消防費の 1 8 節八戸地域広域市町村圏事務組合消防費負担金 3 億 2, 0 2 1 万 9, 0 0 0 円は、消防本部を広域で共同設置するための町負担金として計上するものです。 1 0 3 ページをご覧ください。 9 款 1 項 2 目消防施設費の 1 4 節本町地区コミュニティ消防センター外壁等改修工事費 1, 5 1 9 万 9, 0 0 0 円及び百石第 2 ・第 1 0 分団拠点施設外壁等改修工事費 1, 0 3 1 万 5, 0 0 0 円は、施設の劣化状況を踏まえた長寿命化対策として、外壁塗装などの補修工事を実施するため計上するものです。 1 0 4 ページをご覧ください。 9 款 1 項 2 目消防施設費の 1 7 節、一番上になります。機械器具費、消防ポンプ自動車 7, 3 3 7 万 3, 0 0 0 円は、百石第 4 分団の水槽付ポンプ自動車を更新するため計上するものです。 1 1 2 ページをご覧ください。 1 0 款 2 項 1 目、(小学校) 学校管理費の 1 2 節施設管理業務等委託料 4, 0 8 4 万 7, 0 0 0 円は、小学校 5 校の用務員業務、植栽管理業務等の管理業務経費として計上するものです。 1 7 節機械器具費 5, 5 9 2 万 2, 0 0 0 円は、小学校 5 校の教職員等が使用する校務用パソコン等を更新するため計上するものです。 1 0 款 2 項 2 目 (小学校) 教育振興費の 1 0 節……、1 0 節ですから 1 1 3 ページになります。消耗品費 3, 5 2 6 万 9, 0 0 0 円は、4 年ごとの教科用図書改定に伴い、小学校 5 校の教師用教科書と指導書を購入するため計上するものです。 1 0 款 2 項 3 目、(小学校) 学校建設費の 1 2 節小学校防犯施設整備工事実施設計委託料 5 0 1 万 9, 0 0 0 円は、小学校 5 校の防犯対策ため、防犯カメラ等の整備工事に向けた設計費を計上するものです。 1 1 4 ページをご覧ください。 1 0 款 3 項 1 目、(中学校) 学校管理費の 1 2 節施設管理業務等委託料 2, 7 2 1 万 5, 0 0 0 円は、中学校 3 校の用務員業務、植栽管理業務等の管理業務経費として計上するものです。 1 7 節機械器具費 3, 3 5 5 万 3, 0 0 0 円は、小学校と同様、中学校 3 校の校務用パソコン等を更新するため計上するものです。 1 1 5 ページをご覧ください。 1 0 款 3 項 3 目 (中学校) 学校建設費の 1 2 節中学校防犯施設整備工事実施設計委託料 3 0 1 万 2, 0 0 0 円は、小学校と同様に、中学校 3 校の防犯
--	---

	対策ため、防犯カメラ等の整備工事に向けた設計費を計上するものです。 14節木ノ下中学校講堂改築工事費3億8,118万3,000円は、令和7年度までの継続費を設定した本体建築工事の令和6年度分執行見込額を計上するものです。 122ページをご覧ください。 10款4項8目みなくる館等施設費の12節みなくる館等指定管理料7,060万9,000円は、みなくる館、図書館、大山将棋記念館の指定管理料として計上するものです。 125ページをご覧ください。 10款5項2目体育施設費の14節いちょう公園テニスコート改修工事費6,563万3,000円は、経年劣化した人工芝の全面張り替え工事を実施するため計上するものです。 次に、下田公園テニスコート解体工事費398万2,000円は、利用廃止に伴い、解体するため計上するものです。 次に、町民交流センター照明器具改修工事費7,594万4,000円は、蛍光灯の製造中止対応、省エネルギー対策、さらに施設長寿命化対策の一環として全館の照明器具をLED化するため計上するものです。 次に、いちょう公園体育館外壁等改修工事1億819万6,000円は、施設の長寿命化対策として、外壁等の塗装補修及び屋外非常階段の改修工事を実施するため計上するものです。 次に、いちょう公園体育館照明器具改修工事費9,277万4,000円は、町民交流センターと同様に、全館の照明器具をLED化するため計上するものです。 126ページをご覧ください。 10款5項2目体育施設費の17節、一番上になります。庁用器具費2,092万2,000円は、いちょう公園体育館のバスケットゴール等を更新するため計上するものです。 10款5項3目学校給食運営費の10節給食材料費1億3,193万7,000円は、町内小中学校の給食材料費として計上するものです。なお、財源は全て町の一般財源となっております。 128ページをご覧ください。 12款1項1目公債費元金の22節町債償還元金9億535万4,000円は、町債として借り入れた資金の償還元金分として計上するものです。 主な歳出の説明は以上です。 これから、歳入の主な内容について、ご説明します。
--	---

ページが前の方に戻りまして、8ページをご覧ください。

1款1項町民税の項の合計10億5,429万6,000円は、前年度との比較で9,581万4,000円の減額を見込み計上するものです。なお、国が行う定額減税による減収分を1億1,413万1,000円と見込んでおります。

9ページをご覧ください。

1款2項固定資産税、項の合計11億9,706万6,000円は、前年度との比較で1,638万2,000円の増額を見込み計上するものです。

次に1款3項軽自動車税、項の合計9,611万7,000円は、前年度との比較で249万円の増額を見込み計上するものです。

10ページをご覧ください。

1款4項町たばこ税2億2,022万3,000円は、前年度との比較で1,704万6,000円の増額を見込み計上するものです。

次に、12ページをご覧ください。

科目は、7款1項地方消費税交付金5億9,000万円は、国の地方財政計画を参考に計上するものです。前年度との比較では、5,200万円の増額となります。

次に10款1項地方特例交付金、合計1億3,892万1,000円は、定額減税による町民税減収分の全額となる1億1,413万1,000円を国が補填するものとして計上するものです。

13ページをご覧ください。

11款1項地方交付税、合計35億2,486万7,000円は、国の地方財政計画を参考に計上するものです。前年度との比較では、1,644万2,000円の増額となります。

次に13ページから17ページまでは、13款分担金及び負担金、14款使用料及び手数料になりますが、過去実績を参考に、それぞれ見積もりした額を計上しております。

次に17ページから24ページまで、15款国庫支出金及び16款県支出金になりますが、主に歳出予算における対象事業費に応じた見込額をそれぞれ計上するものです。

24ページ、25ページの17款財産収入は、主に町有財産の貸付収入、基金利子、債券配当金、不用財産の売却収入を見込み計上するものです。

18款寄附金は、主にふるさと応援寄附金収入を見込み計上するものです。

26ページをご覧ください。

	19款2項1目財政調整基金繰入金4億2,000万円は、歳入歳出予算の一般財源調整により計上するものです。前年度との比較では8,000万円の増額となります。なお、令和6年度末の基金残高は、現時点における予算ベースで、約14億円と推計しております。 19款2項2目ふるさと応援寄附基金繰入金1,936万5,000円は、寄附者の使途指定により充当するため計上するものです。 27ページをご覧ください。 19款2項7目公共施設整備基金繰入金1億2,700万円は、公共施設改修に係る町負担分に充当するため計上するものです。 32ページをご覧ください。 22款1項町債、合計8億4,652万円は、主に建設事業費の財源として計上するものです。前年度との比較では5億9,508万3,000円の増額となります。 主な歳入の説明は以上になります。 今度は、ページが後ろの方に飛びます。給与費明細書です。 129ページから136ページになります。 この給与費明細書は、当予算案における町の特別職及び一般職に係る人件費の明細を掲載するものです。 129ページは、特別職の人件費予算を集計したもので、合計1億3,945万3,000円となり、前年度と比較し585万8,000円の減額となります。 130ページは、一般職の人件費予算を集計したもので、合計は12億3,342万2,000円となり、前年度と比較し4,068万1,000円の増となります。 次は、継続費に関する調書です。 ページは137ページになります。 継続費に関する調書は、令和6年度時点で継続費を設定する3つの事業につきまして、財源内訳等を掲載するものです。 次は、債務負担行為に関する調書です。 138ページ、139ページになります。 債務負担行為に関する調書は、現在設定している債務負担行為について、限度額や令和6年度以降の支出予定額や財源内訳等を掲載するものです。 次は、地方債に関する調書です。 ページは140ページ、141ページになります。 地方債に関する調書は、町の地方債残高について区分ごとに掲載するもの
--	--

	で、歳入予算の町債と、歳出予算の公債費の状況を反映し掲載するものです。 なお、令和6年度末の地方債残高見込額は、合計78億5,750万3,000円となります。 次は、地方消費税交付金の充当に関する資料です。 ページは142ページになります。 こちらは、歳入7款に計上しました地方消費税交付金予算のうち、社会保障財源分として見込んだ額3億3,984万円の充当事業に係る経費及び財源内訳を掲載するものです。 最後に、143ページ以降の当初予算主な内容は、予算案審議の参考としていただくため、ただいまご説明した内容のほか、主要な経費等の個別説明を掲載しております。 以上で、説明を終わります。
平野委員長	説明が終わりました。これより質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 それでは、歳入の第1款町税から第14款使用料及び手数料までの質疑を受けます。 一般会計予算に関する説明書8ページから17ページです。 質疑、ございませんか。 小笠原委員。
小笠原伸也委員	16ページの14款1項使用料、町民プール使用料とあって、17万円あるんですが、これは町の収入と捉えていいんだと思うんですが、実際、町としては、経費が1,300万円かかっているということで、委託料とか何かは1,300万円ほどプールにかかっているということで理解しているんですが、さきの一般質問で冬場の利用を考えていないということであれば、4カ月の使用でもう1,000万円を超えるんですね。町としては、財政負担がかかっていると考えたら、いつまで存続して使っていくのかなと。 学校関係の使用が主だと、中学校、小学生向けのプールだよという、それが主要の目的であるということでもありますから、プールは近隣八戸にあるし、三沢にもあるわけで、バスでも生徒を輸送して、かなり経費が浮くんじゃないかと。確かにプールができた当初、できたあたりは、おいらせ町も財政豊かであったんだろうなということだと思うんですが、現在はおいらせ町の経常収支比率を見ても余裕度がないと。余裕がないという見方をしているわけですね、町としては。これ、黙っていても、1,000万円、毎年消え

	てくわけで、果たしてこのまま使っていいのか。そこに疑問を感じているわけですね。 ですから、冬使わないということがはっきりしていますので、町の財政状況を考えると、社会教育・体育課さんの評価が丸Aだと。事業継続になっているんですが、これ徐々にBとかCとか、シートはD評価まであるようですから、D評価が抜本的見直し検討とありますから、そちらの方向に動いていくという見方をするのが、町としてはよろしいのではないのかなということで、質問をさせていただきます。 そこら辺の見直し、事業評価と併せて、どのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。
平野委員長	教育長。
教育長 (松林義一君)	プールについての質問ですので、お答えいたします。 教育委員会としては、木ノ下小学校に1つプールがありますけども、それ以外の小学校にはプールがありませんので、その子たちが水泳教室等で使わせてもらっていますから、非常に教育委員会としてはありがたい。学校としてもありがたい。プラス屋根付きのプールということで、今は非常にありがたく使わせてもらっていました。 なお、人件費等含めた委託をして、管理してもらっているわけですが、数カ月しか使っていないけども、一千何百万かかっていることはたしかでありますので、そこで計上されている金額は、子どもたちから集めたお金ではなくて、一般町民からいただいたお金で、ここに計上することになりますので、もし補足があったら課長から、もしなければ。
平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、補足したいと思います。 今、教育長から、全般的な答弁がありました。教育長が申したとおり、町民プール自体は1,400万円という、年間を通して経費がかかっているというご指摘がありましたが、学校プール、統合されていますので、もともと各校にあった学校プール、それを木ノ下以外1つにしたということで、その部分での削減効果と言いますか、もともと学校で運営して、お金が、経費がかかっていた部分を1つにして集約したことによって、トータルで見ると、それほど、年間1,400万円かかっていますけれども、全体で運営す

	ることを考えれば、削減効果もあるのかなという考えでおります。 そういった意味で、事務事業評価のところで、今現在A評価ですけれども、評価を下げるべきだというお話が今ありましたけれども、学校プールとしての運営ですとか、あとは町民もそうですけれども、健康の増進とか、そういった部分でいくと、我々としてはまずA評価でいきたいなと。年間を通して17万400円という金額ですけれども、それはこれまで無料だったものを有料化したというのがありますし、あとは中学校以下無料というのがありますので、そういった形で利用者増にも努めますし、そういう形で進めていきたいと思っております。 以上です。
平野委員長	小笠原委員。
小笠原伸也委員	再質問になりますが、バスの生徒輸送とかは、今のところ検討していないということなんですか。検討する余地はありますか。
平野委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 今町民プールができて、町民プールには町内の学校で百石小学校、甲洋小学校、木内々小学校、下田小学校の子たちが利用する場合は、学校行事としてバスを出しています。 町民プールができる前、百石小学校のプールを廃止したときには、八戸市の南部山のプールを借りるということで、バスの利用をさせていました。今回町民プールができたことによって、町内にやっているわけですけれども、やはり近隣の施設を利用するというのも、当時考えたところがあったと思います。ただ、その議論につきましては、私も認識ないんですけれども、ただ町内にある百石小学校だけではなくて、甲洋小学校、木内々小学校、下田小学校のプールも老朽化で維持が厳しいということで、統一している形にしておりましたので、バスの利用については、現在も利用で使っておりますので、その部分で学校が増えて、利用回数が減ってきた場合には、近隣の施設の利用も考えざるを得ないところもあるのかなと思っていますけれども、現在は、学校教育の中でのプール利用につきましては、何とかできているという形になっておりますので、お答えいたします。

平野委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	やはり 16 ページなんですけども、14 款の使用料及び手数料の 2 項手数料、衛生手数料ということで、区分 1 の保健衛生手数料の中に犬登録手数料 36 万円、それから狂犬病予防注射事務手数料 71 万 5,000 円とありますが、町の飼い犬は何匹ぐらいいると思われますか。また、その予防接種の接種率はどのようになっていますか。
平野委員長	町民課長。
町民課長 (松山公士君)	それでは、檜山委員のご質問にお答えいたします。 犬の登録頭数ですが、令和 4 年度でいきますと 1,715 頭で、予防接種は 1,467 件ということで、接種率は 85.5% になっております。
平野委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	今、新聞紙上で犬にかまれたという事例が多く出ていて、予防接種をしていない犬が多いということなんですけども、おいらせ町は 86% ということで、意外と多いなということなんで、それをできるだけ維持していただきたいと、そういうことです。 以上です。
平野委員長	ほかにございませんか。
(委員席)	※※「なし」の声※※
平野委員長	なしと認め、第 1 款から第 14 款までの質疑を終わります。 次に、第 15 款国庫支出金から第 22 款町債までの質疑を受けます。 説明書 17 ページから 32 ページです。 質疑、ございませんか。 小笠原委員。
小笠原伸也委員	25 ページになります。18 款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金 2,400 万 1 円、そこの 2 節ふるさと応援寄附金、これは先ほど説明ありました。今年度のふるさと納税の見込額だという説明もあったかと思いますが、このふるさと納税、これは皆さんご存じのとおり、おいらせ町としては重要

	な町の財源になるわけですね。これは2,400万円ではなくて、2億4,000万円ぐらい目指していったほうがいいなという気持ちもあるわけですが、これは各市町村が取り組んでおるので、ふるさと納税って、なかなか伸び悩むということもあろうかと思います。 おいらせ町のふるさと納税、ちょっと確認すると、2020年は実質2,500万円程度、それから2021年が2,200万円、それから2022年が1,900万円ということで、金額的には寄附金額はどんどん減っているんですね。町で一生懸命取り組んでおるけども、実際のところは寄附金額が減ってきているということで、町の大きな財源になるので、何とかここを、ふるさと納税頑張ってください、向上させるような取組、そう思っているわけですが、昨年度に比べ、新年度、事業の改善点もしあれば教えていただきたいのと、今年度の見通し。これはどういう見通しになるのか。惰性でいくのか。いや、これはもっともっと食材、返礼品とか見直しをかけてやっていくよと。町の意気込みみたいなのが伝わってこないんですよ。「やっているよ」ぐらいでしか、その見通しは明るいのか、ちょっと厳しいのかという、そこら辺、事業の改善点があれば、教えてもらいたいということと、見通しが明るいのかどうかということをご質問いたします。
平野委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎和紀君)	それでは、ふるさと納税の関係でお答えいたします。 まず、改善点ということですが、今年度9月議会で承認いただきまして、ほとんどの自治体で中間管理事業者ということで、例えばポータルサイトの構築とか、新たな返礼品の発掘等、お手伝いいただく事業者、こちらを委託して今取り組んでいるところです。具体的に、当然、町内の事業所の訪問なんかにも、一緒にこれからついて行っていただくことにしておりますし、またポータルサイトですね。一番、ふるさと納税の9割、まず100%近いんですが、ネットで納税する方が大半でございます。その際に、どうしてもそのサイトを見て、変な話ですが、返礼品がいいなということで選ばれる方がほとんどだということで、そのサイトの写真とか、あとはそういった案内する文言ですね。引っかけするようなコメント、キーワードとなるようなコメント、その辺のところも今、直しを入れているところです。 またもう1点、他の自治体とコラボして共通の返礼品というのをやっている事例があるようでして、そういったものも今、調査して、検討しているところです。

	見通しなんです、やはり小笠原委員おっしゃるように、なかなか厳しいものがある。すごいところはもう何百億というところもありますし、ある程度固定化されてきておりますので、よっぽど何か今後新たな爆発的なとか、ヒットするような返礼品を見つけていけないとないのかもしれませんが、ただやっぱりそこは、そういう中でもこつこつと地道な活動、事業所訪問等含めて、伸ばせるように努力をしていきたいと思っております。 以上です。
平野委員長	小笠原委員。
小笠原伸也委員	ありがとうございます。現在、返礼品第1位がおいらせ町の場合はお酒、それから第2位が和牛ハンバーグ、2位とか3位が和牛ハンバーグになっていますね。4位、5位が蜂蜜ということで、おいらせ町にも食材とかそういう、あるんですよ。何とかこれ、PRをどんどんしていただいて、何かのきっかけに売り込んで、町として、これは商工観光課さんだけではないことになるかと思うんです。現在、金額少ないから、1つの課に任せているんですけど、これは町を挙げてやっつかないと、2億円、3億円、間違っておいらせ町に収入が入ったら、町民は喜ぶますよ、これね。そういったことで、ぜひともここ頑張ってもらいたい。 あとは食材に限らず、おいらせ町にはゴルフ場ありませんけども、ゴルフ場の使用券とかチケットみたいなものを出している自治体とかあるわけで、何かおいらせ町の特徴を生かしたものを生かして寄附金を上げるように、みんなで取り組んでいかなければいけないのではないかなと感じております。 ここは意見的なものになってしまいましたけれど、以上になりますが、町長さん、もし何か意見あれば、町の方針はこうだよと、町長さんなり副町長さんがおっしゃっていただければ、安心できるのかなという感じがいたしますが、何かいかがでしょうか。
平野委員長	副町長。
副町長 (小向仁生君)	小笠原委員の質問にお答えいたします。 今、いろんな方策を考えているということで、課長から答弁がありました。その中で、先ほど言った広域的な取組というところで、実は考えているのは、同じ酒造メーカーの酒の味比べみたいなことで、1本ずつ3本セットにするとか、そういうことを考えているし、また山のもの・海のものコラボとい

	うことでの考え方も今出ているところであるんで、その辺は進めたいと思いますし、また1つ個人的な考え方になりますけども、私とすれば、商品の返礼品の開発ということでは、企業にそれをお願いしても、なかなか企業としても開発費がかかるものですから、二の足を踏んでいるのかなという気がしますんで、その開発に当たっての一助となるものを、公的な資金を投入してもいいのかなという思いがしております。 例えば1開発に50万円あげますよと、それで取り組んでくださいと。その取り組んだ結果が、もし先ほど委員おっしゃるようにヒットすれば、それが何千万円、何億円という形で返ってきますんで、その辺のところのアイデアというのも1つあるのかなということで、庁舎内的な取組とすれば、先ほど委員おっしゃったように、1課にとどまらず、職員がどうしたら税の確保に努めることができるのかなというようなのを、全庁的に考えてみたいと考えております。 以上です。
平野委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	22ページの16款2項県補助金のことですが、区分として保健衛生費補助金の中に、がん検診初回精密検査費補助金42万1,000円とありますが、町の受診率はどのようになっているかと、それから他市町村と比較してどのような状態になっているかを教えていただきたいなと思いますけど、がんの検診率の件については、もしかしたら最初にも載っているかと思いますが、ここで質問させていただきますんで、よろしくお願いします。
平野委員長	保健こども課長。
保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、檜山委員のご質問にお答えします。 1点目のご質問でしたが、がん検診の受診率、こちらにつきましては、おいらせ町が令和3年度の実績になってしまいますが、40歳から74歳まで胃がんに関しては10.3%、大腸がんに関しては13.7%、肺がんに関しては12.2%となっております。 他の市町村との比較ということだったんですが、今、他の市町村の率が分かりませんが、他の市町村も含めた県の平均ということで比較をさせていただきますと、胃がんに関しては、青森県の平均が8.3%ですので、胃がんに関してはおいらせ町の受診率が高いということになっております。併せて

	大腸がんに関しては１４．２％と県の平均はなっておりますので、大腸がんに関してはおいらせ町の受診率が低いということになっております。また肺がんに関しては青森県が１０．８％ですので、おいらせ町の受診率が高くなっているという状況でございます。 したいがいまして、先ほど言った胃がん、大腸、肺がんのうち、大腸がんに関しては、平均が県より低いという状況になっております。 以上で答弁終わります。
平野委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	ありがとうございました。意外と検診率が低い。ただども、県よりも多いというのもあるみたいですが、ところで再質問になりますが、先般、宮下知事が県のがん死亡率最下位を脱出するために、県民を対象として再検査受診者一人当たり８，０００円を助成するとの報道がありましたが、これについて何か把握していますか。 また、当町の再検査の受診率もどうなっていますか。 また、低いようであれば、もっと上げていかなければならないのであれば、予算化のそれらをどのように考えているのか教えていただけますか。
平野委員長	保健こども課長。
保健こども課長 (鈴木政康君)	まず、２点ご質問ございました。県の取組の話でございます。今、檜山委員から、８，０００円程度の助成というお話がございましたが、私どもで認知をしているのは、今回の予算に計上しております、がん検診の初回精密検査に対する県の補助金２分の１ということで理解をしております。先ほど３種類がんの種別を申しましたが、例えば、胃がんに関しては５，０００円を基準に県から交付される。大腸がんに関しては６，０００円、肺がんに関しても６，０００円、県から助成をされますので、ご質問の８，０００円というところは、こちらでは承知しておりません。 また再検査の受診率の件でございますが、こちらにつきましても、県と比較をして低いパーセンテージになっているのが大腸がんの検査、精検の受診率が当町は７１．６％ですが、県の平均が７４．６％となっており、大腸がんに関しては、おいらせ町は県の平均を下回っているという状況でございます。したがって、都度この精密検査の方には勧奨通知を発送して、対応をしているという状況でございます。

平野委員長	以上で終わります。 檜山委員。
檜山 忠委員	大分前に宮下知事の報道が出た覚えがあるので、見ていましたんで、ちょっと確認してみて、幾らかでも再検査の関係で、補助が受けられるのであれば受けて、検診率を高めていただきたいと、そう思います。これは要望しておきます。 以上です。
平野委員長	保健子ども課長、檜山委員の質問は個々の部分ではなくて、再検査に要する経費、これを一人当たり8,000円の助成が、知事が報道している、マスコミに出しているということですから、このところをちゃんと答えてください。 保健子ども課長。
保健子ども課長 (鈴木政康君)	それでは、お答えします。 今、檜山委員が「再検査」という表現を使いましたが、恐らく県で予定している精密検査と同じ内容かと思います。一旦、がん検診を受けた後に、精密検査を受ける方は再検査を行うことと同じですので、そちらのことを県知事は言ったのではないかと考えております。 いずれにしても、今、県から来ているがん検診に関する検査費用の補助に関しては、がんの検診初回精密検査費用助成事業の、私が先ほど説明したそれぞれの胃がんだったり、大腸がん、5,000円とか6,000円の補助のみの通知だけだと認識しておりました。 以上です。
平野委員長 (委員席)	ほかにございませんか。
平野委員長	** 「なし」 の声 ** なしと認め、第15款から第22款までの質疑を終わります。 以上で、歳入の質疑を終わります。 暫時休憩します。11時25分まで休憩します。 (休憩 午前11時08分)

平野委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午前１１時２５分)
平野委員長	次に、歳出について質疑を受けます。 第１款議会費から第２款総務費までの質疑を受けます。 説明書３３ページから５９ページです。 質疑、ございませんか。 澤上委員。
澤上 訓委員	過去に私２回ぐらい質問しているのかな。３７ページのメンタルヘルスの部分の職員の関係なんですけども、現在メンタル面で休職している職員の数、復帰した職員の数、それから今後復帰に向けて、どういう対策を練っていかうとして考えているのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。 また、４２ページ、新庁舎建設費のところなんですけども、発掘調査するということになって、以前何かで聞いたことがあるような気もしたんですけども、この発掘調査はもちろん庁舎建設の場所だと思うんですが、どのぐらいの規模になるのか。あと、日程がどの程度かかるのかという部分を教えていただければと思います。
平野委員長	総務課長。
総務課長 (成田光寿君)	それでは、委員にお答えいたします。 職員メンタルヘルスの関係であります。休暇・休職等の人数ということで、あくまでもメンタルに関しての人数ということでご承知おきください。休み場合は休暇と休職とあります。まず休暇は１８０日間最大限休めまして、その後に休職に入りますので、そこは分けてご説明いたしますが、まず休暇は今年度現在２人おります。それから、休職は１人です。それから、今までメンタル不調に陥って、復職した者であります、今年度は３名であります。人数はこのあたりでご説明いたします。 それから、復職に向けた対策等ありますが、町で復職支援プログラムというのがございまして、メンタル不調で休んだ場合には、復職するに当たって、プログラムに沿って復職するまでのいろいろな訓練をしながら復職するような制度が既にごございますので、その対象となる職員を、それぞれ事前に

	いろいろ相談しながら、協議しながら対応しているところであります。 以上です。
平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、総務費の中の新庁舎建設費の発掘調査についてご質問がありましたので、お答えいたします。 まず発掘調査の規模になりますが、場所は委員のご意見があった病院、あと、庁舎を建築する場所の西側、まだ発掘調査が行われていない部分になりまして、山林になっておりますけども、大体面積的に2, 4 1 9平米になります。 こちらの日程ですけども、最初に調査の準備を7月に行いまして、その後8月に作業員の雇用をして、調査は今年の8月から1 1月までの、大体そのぐらいの期間を予定しております。 以上になります。
平野委員長	澤上委員。
澤上 訓委員	メンタルの関係で休職している人、休暇している方とか、そういった人数が3名いるというようなことですね。復帰した職員も3名いるということですね。ということは、全部で6名あったということでしょうか。 復帰後、やっぱり職場にすぐ復帰できるかどうかというのはなかなか難しい部分もあると思うんですけども、どういう対策で、復帰後の本人たちの仕事につく意気込みというか、そういう気持ちを出させてあげようとしているのかなというようなことで、いろいろちょっと細かいことなんだけど、お聞きしたいなと思っていましたよ。 それから、発掘の関係は8月から1 1月、8月から1 1月ということは、例えばそこで何かが発掘されたというようなことになれば、またさらに期間が延びるということになるんですかね。その辺のところもお聞きしたいなと思っております。
平野委員長	総務課長。
総務課長 (成田光寿君)	それでは、お答えいたします。 メンタル等で休んでおる職員が復職する場合の対応になりますが、職員そ

	れぞれ要因になったものが違いますので、休んでいる期間、必ず専門医にかかっておりますので、復職するかどうかのメドも、まずはその専門医の判断が第一前提になります。それで、その専門医で、復職可能ですよという診断が出ますと、町側で人事担当課も入りますし、それからその者が所属している所属長、それから衛生管理者の関係者でいろいろ協議いたしまして、復職する際の期間とか、あとは業務量とか、そういったものを相談・協議しまして、うまく仕事に慣れるようなプログラムを組んでやっているところであります。すぐ本格的な業務をやるわけではなくて、慣らしながら、半日勤務とかそういうところをある程度やりながら、本格勤務に移行するようにしているところであります。 以上であります。
平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、お答えしたいと思います。 発掘調査の期間８月から１１月ということで、その調査につきましては、通常試掘を行って本調査という流れになるんですけども、今回の場合本調査を一気にやってしまうということで、そこ一带をもう全て発掘してしまうということになりますので、基本的にはこの期間で終わると思っております。 ただ、何が発掘されるかというのは、発掘してみないと分からないというのが状況ですので、それによっては、ものによっては、期間の延長ということはないんでしょうけども、いろいろと県とのやりとりとか出てくると思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。 あと、もう１点、この調査が終わった後に、報告書の作成業務というのもありまして、そちらもありますので、調査につきましては、基本的には１１月ぐらいまでしかできません、冬場できませんので。その後、報告書もありますので、調査は年度内、あと報告書の発行は来年度までかかると思いますけども、そういうスケジュールで進めていきたいと思っております。 以上です。
平野委員長	澤上委員。
澤上 訓委員	休職されている、そういう職員をうまく誘導して、何とか復帰させるようにしてください。今現状、職員がそういうあれで休んだりなんかしていると、やっぱりその分負担がみんなかかってくると思いますので、徐々に徐々に、

	急がずに、復帰できるように、何とか努力していただければなと思っております。 それから、発掘の関係は、そうすれば、まず今年度いっぱいにかかるだろうと。実際に庁舎の建設は、そうすれば、来年度から入っていくという計算になるのかなのか。その辺のところも教えてください。
平野委員長	総務課長。
総務課長 (成田光寿君)	メンタル不調の関係と、それから新庁舎の建設の時期、この2点総務課からお答えいたします。 まずメンタルの関係ですが、委員おっしゃるとおり、メンタル不調でその者が休みますと、組織にとっても大変痛手でありますので、ちゃんと仕事に慣れるようにしなければいけないと思っております。先ほど、復職の関係もお話ししましたが、あと配属先についても、そこの業務がもし原因であれば、その辺も配慮しなければいけませんし、配属先についても、その病んだ職員と協議しながら、望ましい対応をしているところであります。 それから新庁舎の関係であります、建設時期の話、先般の議員の皆様にご説明したときの資料にも載っておりますが、来年度のできれば6月補正で考えておりますが、設計業務を発注いたしまして、実際の建設は令和9年度からと考えてございます。今そのスケジュール感で進めているところであります。 以上です。
平野委員長	松林委員。
松林義光委員	今、澤上委員の質問を聞いておりまして、8月から11月までに発掘調査を行う。この発掘調査、私は認識不足で頭になかったんですけども、やるということですから、8月から11月までに完了したのを前提に、先般説明した工程表、あのスケジュールで行きますよと。もし、8月から11月までに完了しない場合はどうなるんですか。
平野委員長	総務課長。
総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 発掘調査は、実際やってみなければ分からないところもあるんですが、実

	施の工程としましては、来年度中に現地について何かする。建物を建てることに對して、何かする作業はございません。令和6年度から7年度にかけて設計業務、その後、造成工事で、令和9年度から建築工事ということになりますので、現地に対して工事をする作業はまだ後になりますので、発掘調査が万が一遅れたとしても、それ以降の、支障があるまで大きな影響はないものと認識しております。 以上です。
平野委員長	松林委員。
松林義光委員	分かりました。今の総務課長の答弁は、100%自信があると、こう認識していいですか。
平野委員長	総務課長。
総務課長 (成田光寿君)	その前提で、そのつもりで作業しております。 以上です。
平野委員長	ほかに、檜山委員。
檜山 忠委員	今のに関連した質問なんですけども、土地の取得はしなくても、もう発掘をしていくということですか。それまでに土地を所有、獲得できると、そう考えればいいわけですか。
平野委員長	総務課長。
総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 来年度発掘作業する対象の予定の地域は、イオン関係の方が持っている。法人で持っている土地であります。そこについては、従前からイオンモール株式会社関連の方々といろいろ協議はしておりますので、そこに建てる前提である発掘調査をすることについても、口頭ですが、了解は得ております。実際、社会教育・体育課所管で発掘作業するときは、書面等の取り交わしを行って発掘作業はできます。 用地の契約につきましては、令和6年度、令和7年度のところで考えているところであります。

	以上です。
平野委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	そういう確約ができていけるのであればいいかと思いますが、普通土地の所有権はまだ向こうさんにあるのに、勝手に発掘調査するとか、そういうのは、常識的には私は考えにくいことから、今の質問をしましたんで、そこら辺教えてください。
平野委員長	総務課長。
総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 個人が持っている土地については、もっと北側ですので、それからまたさっきの話になりますが、来年度発掘調査するところは、先ほど申しましたとおり、イオン関係者が持っているところであります。 用地の売買契約をする前に、事実上発掘調査を行うこととなりますが、それについては、覚書等の書面をきちんと取り交わして、作業することとしております。 以上です。
平野委員長	ほかにございませんか。
(委員席)	＊＊「なし」の声＊＊
平野委員長	なしと認め、第１款から第２款までの質疑を終わります。 次に、第３款民生費から第４款衛生費までの質疑を受けます。 説明書５９ページから７９ページです。 質疑、ございませんか。 檜山委員。
檜山 忠委員	ページの７２、４款衛生費、区分の１２委託料の新型コロナウイルスワクチン接種委託料２，９５７万５，０００円ですか。これについては、先ほどの管財課からの説明はありましたんですけども、昨年の５月より５種に分類されたと思いますが、そうすると自主接種になってしまうと思います。このことについて、もう一度、なぜその金額が、高い金額でやらなければならないのかを教えてくださいたいのと。

平野委員長	ページの 73 ページに区分 18 として、負担金補助及び交付金の中に、新型コロナウイルスワクチン接種補助金 90 万円とありますが、これもどのような趣旨の金額か教えてください。 保健こども課長。
保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、委員のご質問にお答えします。 まず、72 ページの新型コロナウイルスワクチン接種の委託料につきましては、こちらは医療機関に支払う委託料となっております。2 月 21 日に全員協議会でもお知らせをしておりますが、国で今接種費用 7,000 円を想定しておりますので、こちらの分を接種したときに、医療機関に支払うというものの委託料になります。 21 日の全員協議会の中でも説明しましたが、この際ワクチンを接種する方においては、自己負担を全額 7,000 円ということではなくて、一部町からも助成をして受けていただくということになります。町内の医療機関で受ける方は、一部負担で済むというもののルールになります。 2 つ目の質問、73 ページの接種の補助金、こちら 90 万円盛り込んでありますが、先ほど言ったワクチン接種をする方が、町内の医療機関ではなくて、町外の医療機関で接種する場合、今度これは町とそちらの医療機関と契約が結べない可能性もございますので、一旦そちらの医療機関には全額を払ってもらって、後から町へ償還払いの申請をしてもらうという部分での補助金ということになりますので、接種する方におかれては、接種費用 7,000 円のうちの一部負担で済むというような趣旨になります。 以上です。
平野委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	一部町からも補助が出てということなんですが、現実にはその金額は幾らを支払えばいいんですかね。7,000 円か、それが補助として出て、その間に個人で負担するのが幾ら、インフルエンザの場合は、1,000 円負担すれば受けることができるということになっていますけども、それをある程度明確に教えていただきたいと思うし、また、そういうのがあれば、いろいろ広報等、それらについても周知徹底できるような、それをしていただきたいなと思います。

平野委員長	保健こども課長。
保健こども課長 (鈴木政康君)	2点ほど質問がありました。 まず、一部負担の考え方でございますが、現在行っているインフルエンザにつきましては、接種費用全額で4,500円かかっております。このうちの自己負担1,000円ということで、約2割程度接種する方に負担をしていただいております。この考えをコロナのワクチン接種に適用すると、7,000円の総額に対しての2割負担ということで、約1,500円程度を今、想定しております。住民の方に自己負担してもらうのは1,500円程度と想定をしております。 広報などでの周知というご質問がございましたが、こちらに関しては、この7,000円という金額が12月の時点での国の説明でございましたので、また新たにこのワクチンの費用が高騰するなり低くなるとか、そういうことも考えられますので、その辺、国の説明が再度あるものと思いますので、国の説明を踏まえて、広報の9月号・10月号で住民の皆様へ広報にて周知をしたいと考えております。 以上です。
平野委員長	ほかにございませんか。 澤上委員。
澤上 訓委員	コロナワクチンの件でお伺いします。これまでは確かに年間3回ぐらいですか。受けられたという、1人の方の数ですけども、インフルエンザと同様になるということで、これが年間1回になるのか。それとも、例えば年間2回受けたいという人も出たりすれば、またその辺のところはどうなんですかね。
平野委員長	保健こども課長。
保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、委員のご質問にお答えします。 今、国の方針で決まっているのは年に1回、しかも秋冬に1回接種をするというサイクルになりますので、今年、令和6年の秋冬に1回を接種すれば、一旦そこで定期接種はオーケーと。また来年になれば、来年の秋冬に定期接種を受けるということです。1年ごと、1年のサイクルという意味に、1回になります。

	以上です。
平野委員長	沢尾委員。
沢尾宏之委員	同じコロナなんですけれども、高齢者に対する対応というのが、高齢者と疾患を持っている方ですね。これに関して、国は無料の方針で、その他の以外の方は有料って、第5種の接種料と聞いているんですけども、そこら辺はどうなっているんでしょうか。
平野委員長	保健こども課長。
保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、委員のご質問にお答えします。 従来までは、接種費用に関しては全員無料とうたっておりましたが、定期接種になることで、インフルエンザと同じ扱いになりますので一部負担が生じます。 今、町で予定をしているのは生活保護の受給者、あるいは町民税の非課税世帯、こちらに関しては接種を無料としますが、それ以外の方は、先ほど申しましたとおり、7,000円の約2割、1,500円一部負担をいただくということの制度設計を考えております。 以上です。
平野委員長	ほかにございませんか。
(委員席)	**「なし」の声**
平野委員長	なしと認め、第3款から第4款までの質疑を終わります。 昼食のため、13時30分まで休憩します。 (休憩 午前11時50分)
平野委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 1時30分)
平野委員長	西舘道幸農林水産課長は午後欠席のため、木村誠課長補佐及び川口嘉大農業委員会事務局次長が代理出席するとの申し出があり、ご報告いたします。

佐々木勝委員	次に、第5款労働費から第7款商工費までの質疑を受けます。 説明書79ページから94ページです。 質疑、ございませんか。 佐々木委員。
	農業・水産業で84ページに関しての18節の新規就農者育成総合対策事業費についてお伺いいたします。3月7日の町長の所信表明で、農業・水産業の担い手不足や後継者不足は深刻で、そうした中、国や県の事業を活用して補助事業を実施すると述べましたが、まずこの新規就農者育成総合対策事業費補助、これは国からの補助なのか。また町の負担があるのか。それをお伺いしたいのが1点と。 2点目に、昨日、一般会計補正予算で畑地化推進事業補助金5,644万5,000円が補正されましたが、例えば令和2年の11月に、下谷地のポンプ場の火災により、下谷地地区に水が供給できなくなっていることで、耕作放棄地が増える可能性があると思われます。畑地化に影響がないか。あるとすれば、どのような影響があるか把握されているのかお聞きしたいのと。 もう1点、耕作放棄地や遊休地が増えることにより、新規に農業しようとする人が疎外される恐れがあります。さらには、周囲の農地に悪影響を及ぼし、耕地全体が荒廃していく。荒れ果てていくということが考えられると懸念されますが、その影響により、洋光台も、私が住んでいる地区も、町の空き地もそうなんですが、周辺にそういうことが、影響があることによって、住環境が影響を受けるということも考えられます。要するに、虫が増えたり、あと周りの環境ですね。草を刈っても、飛び散ったりする影響が出てきます。現時点での遊休農地がどれくらいあるか。またほかの市町村に比べて、現時点でこの地区に遊休農地がどれくらいあるか。多いのか、少ないのか。その辺、3点お伺いしたいんですが。
平野委員長	農林水産課長補佐。
農林水産課長補佐 (木村 誠君)	それでは、佐々木委員のご質問にお答えいたします。 まず1つ目ですが、こちらの新規就農育成支援の補助金ですけれども、来年度は1名を予定しております。ミニトマトをつくるということで、新規就農を行うということで、補助率ですけれども、国が事業費の2分の1で、県が4分の1、残りは自己負担ということで、町の負担はございません。パイプハウス2棟建てるということでの支援になっております。

	2点目ですが、東下谷地のポンプ場火災の件ですけれども、今、水田を畑地化、畑として野菜を作付すれば、交付金を支給しますという畑地化促進事業という事業が令和4年度から始まっているんですけれども、東下谷地の畑として利用されているところも、その畑地化促進事業に手を挙げられた方は、それで採択されている方もいらっしゃいます。もともと、もう畑として使われている方が多かった場所なんですけれども、その事業が畑として利用した年から5年間、野菜を作付して、販売し続けなければならないという事業で、途中でやめると、交付金を返還しなければならない。ですので、あそこは令和4年から、令和8年度まではそういう使い方をしなければならないということになっております。その交付金をいただいた方もいらっしゃいますし、実際集積も、大きい農家さんがどんどん集約して、農地を活用している状態ですので、今後は8年まではそこを見守りながら、その先については、どんどんやはり集約、集積できるように、支援、見守っていきたいと考えております。 水の影響は、畑として使っているので、直接的には、もともと畑として使って、交付金としてそこも受け取っておりますので、畑として8年までは利用するということになっております。 以上で説明を終わります。
平野委員長	佐々木委員。
佐々木勝委員	もう1点、耕作放棄地。
平野委員長	農業委員会事務局次長。
農業委員会事務局次長 (川口嘉大君)	耕作放棄地関係について、ご説明申し上げます。 委員が危惧するとおり、令和2年11月に用水が供給されなくなったということで、実際にもう米の作付をやめている農家もあると思います。それは、あのエリアが荒廃していくリスクの1つと捉えております。 それで、もし遊休農地が増えれば、病虫害などの影響によって、せっかく畑地化支援によって、今、木村が申しましたが、野菜の作付を新たに始めた農地にも悪影響を及ぼすものです。そうなりますと、いずれ、手をこまねいておりますと、あの農地、あの広い圃場一带に荒廃地が増えていくということになりますので、それを防ぐために、農業委員会事務局、それから農業委員、最適化推進委員一同で、農地の保全や、それから中間管理機構に対して

平野委員長	登録を所有者1人1人に促すとともに、また担い手のあっせんにも力を入れて取り組んでいきたいと思います。 それと、あと遊休農地が多いのか少ないのかというご質問ですが、洋光台の東側から、深沢平まで広がる東部土地改良区の受益地の一帯のことだと思います。今、私、手元に資料がないんですが、大体あそこは全部で10筆ぐらいあったかと、そう記憶しております。 それから、今、町全体の遊休農地のこともお聞きされたと思いますけれども、町の遊休農地は、近隣の市町村に比較しますと、ちょっと多いかなというところですよ。 以上です。 佐々木委員。
佐々木勝委員	ミニトマトをつくる方って、洋光台の人ではないですか。違います。違ったらごめんなさいね。たまたまそういう人がいたもんですから、そういったミニトマトつくっている方が知っている人で。まだあります。 それと、畑地化して5年間は野菜をつくらなければいけないという話をしていましたけれども、販売というのはどういう形でもいいですか、販売するのは。当然つくれば、販売しなければ食っていけないのも事実なんですけど、販売先とか特定されるのか。例えば、行商的なものでもいいのか。よくおばあさんがバイクで、野菜とか売りに来る場合もあるんですよ。そういったものでも販売としてみなすのか。どの程度のもので、販売とみなすのかと。 それと、その東側の土地もそうなんですけども、周辺が結構多いんですよ。東公園もありますし、いちょう公園の東側の公園、あそこら辺もありますし。だから周りが、洋光台の周辺が結構あるんですよ。そうなれば、やっぱり虫、害虫、さっき言っていましたけれども、害虫とか増えてくるので、その辺をなくすためにも、やっぱりもっと若い人たちが農業できるような環境と補助、担い手をつくるための補助、そういったのをもっと手厚くやっていったほうが、もっと若い人が農業に魅力を感じて、できるんじゃないかなと思いますけど。 実際、ちょっと話ずれますけども、前、町内で、町で、店を出店とかって、町で補助を出していますよね。出店するときに補助というか、ああいったことが昔あったと思うんですが、そういった部分でもっと手厚くして、やりやすいような感じでできないかどうかというのは、今後、検討はされるかどうか伺います。

平野委員長	農林水産課長補佐。
農林水産課長補佐 (木村 誠君)	お答えいたします。 まず新規就農の方なのですが、三沢市の方と聞いております。農地がおいらせ町内ということです。 2点目ですが、販売という説明が、ちょっと説明不足だったんですけれども、要は、農業者がもうちゃんと自分の生業としてということなので、どこかにちょっと売るということではなくて、ちゃんと農業者として、経営者として販売するということです。ただ販売先は決まっています。農協さんでも、自分で販路を決めた方もいいんですけれども、ただちゃんと販売伝票とか契約の書類とか、そういうものをきちんとそろえて、農業者としての経営者であるということの意味です。 3点目なのですが。
平野委員長	農業者の補助、若い農業者への補助、新規就農者。
町長 (成田 隆君)	町長。
	今、佐々木委員から、新規就農者に補助金を出して、農業を継ぐ人を増やしたらどうですかというご意見であります。私もそう思っています。 ただ、若い人が果たしてそれで来てくれるかどうかですね。国に、先ほど担当者からも説明ありました。国で半分ですか。そしてその他、自己負担もあるしということでありました。そういう制度ありますんで、もし役場にでも相談に来てくだされば、あるいは農業改良普及センターにでも相談に行けば、もしかしてそういう希望者あるよということがありましたら、報告受けたら、どういう希望者があるか。どういうことをしたいのか。いろんな部分で対応は考えますんで、そういう部分で、もし希望者がありましたら、相談にお越しくされれば、それに合ったような制度を探させますんで、そういうことで、もし新規就農者ありましたら、どんどん紹介してくださればありがたいと思います。 以上です。
平野委員長	佐々木委員。
佐々木勝委員	ありがとうございます。そういった部分で、町でも手厚くされるというほ

	うが、制度があれば、おいらせ町に行って、畑が、田んぼも余っているからやってみようかなということで、相談受けないわけでないんですが、そういったことがあったもので質問させていただきましたので、そういったのであれば、町へ気軽に行って相談してくれという方向で持っていきたいと思います。 以上です。
平野委員長	川口委員。
川口弘治委員	ページが８８から８９ページにかけての水産業費について、ご質問させていただきます。課長補佐さんもせっかく出ているんで、エールを送りながら、多分、課長補佐にはいかないと思うんですが、私が聞きたいのは、町長から聞きたいです。 １２月の一般質問で、平野議員が水産業について、漁業者の窮状を訴えていました。全国的にあれですが、魚の量が減っていると。漁獲が非常に少なくなっていると、そういったことを、窮状を訴えたその一般質問をあれで、今回この予算について、水産業費、このような窮状を訴えた漁業者に対しての何かこれといった予算が見当たらないんですが、ちょっと議題にはできない範囲にはなると思うんですが、全般的に漁業者、水産業というものに対しての町長の予算は、町長の施策でございますので、その辺の考えをお聞きしたいと思います。
平野委員長	町長。
町長 (成田 隆君)	今、担当者に確認しましたら、新年度の予算に、漁業振興という部分で、ホッキに害を与えているというカシパンの撤去と言うんですか。そういうものも予算をとっているようですから、そういうので、ある程度撤去できるのかなという気がしておりますし、また昨年になりましたけども、サケが減っているということで、サケの稚魚増殖、奥入瀬川鮭鱒増殖漁業協同組合ですか。そちらに電気代の高騰、あるいは燃費の高騰ということで２００万円ほど助成もしていますし、新たにまたどういう制度があるか、どういうことがあるか。鮭鱒に、「内陸型の養殖でもやったらどうですか」という話をしたんですけども、なかなか乗ってこないし、金かかるし、売上どれぐらいになるか分からないから、そういうあまり今の経営状況からいって、危険なことにはやりたくないということですんで、できないかもしれません。

	もし漁協でも、そういう新規の取組等があったら、先ほど佐々木委員にも言いましたけど、提案してくださり、そういう部分でこういうことをしたい、ああいうことをしたい。あるいは国から、県から補助事業がないでしょうかというような申し出があれば、担当者に調べさせたりして、対象を絞り込むなりとかできる。町独自で、どれぐらいかかるか分からないのに、「助成します」とは言えませんが、国・県と力を合わせながら、あるいは生産者と漁業者と力を合わせながら、いい方法があれば、考えていかなければならないなとは思っています。 以上です。
平野委員長	川口委員。
川口弘治委員	おっしゃるとおりで、海は国・県が管理でございますので、町としてできる範囲というのは限られてくると思います。そこで情報提供とか、様々な流れで、私もある国会の委員会等を見ていましたら、今、水産庁で若手職員を中心としてプロジェクトチームを立ち上げて、日本全体で、それこそ魚が減っているんだそうです。これは、資源をこれからつくっていきましょうという、そういうプロジェクトチームができています。 そして、それがじゃあ、魚が減っている原因は何なのかというものも含めて、過去に日本の漁業が、ヨーロッパは漁獲量が増えているんだそうです。どこが違うのかという、そういう根本からいろいろと、簡単に分かりやすく言うと育てる漁業ですね。資源管理がはっきりできていなかったというのも1つの見解だと思います。町長は答弁で地球温暖化の原因で魚が減ったとかと、そう答弁されておりますが、それはそれとして、果たして、じゃあ日本だけが魚が減って、世界の魚は増えていると、ヨーロッパは。分かりやすく言うとノルウェーですね。非常に資源管理をうまくやっているんだそうです。 そういったことの情報も含めて、県から、多分青森県は三方を海に囲まれておりますので、国と連携して、どういった資源管理をしていくかという、そういう取組が今後生まれてくる、出てくると、私は思っているんです。またそういったことも情報提供等を、町長におかれましては聞きながら、担当課も含めて、漁業者の窮状に応えるという、そういうことをしていただきたいなと思って今、提案させてもらいました。
平野委員長	ほかにございませんか。

	沢尾委員。
沢尾宏之委員	よろしくお願いします。第7款1項第14節についてですけれども、観光案内看板撤去等工事費というのが計上されていますけれども、これは先ほど説明1カ所だったんですが、三沢ジャンクションの前に下田町の観光案内所が設置されていると思うんですけども、以前、非常に不安定に見えたということで提案したと思うんです。その後のその三沢ジャンクション前の看板等はどのようになっていくのかなという、ちょっと懸念していますけれど。
平野委員長	ページ93でいいのですか。沢尾委員、93ページですね。
沢尾宏之委員	93ページです。
平野委員長	93ページですね。93の7款1項1目。
沢尾宏之委員	7款1項1目の14節。
平野委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 今ご質問いただいたのは、北部地区のことですね。あちらも、来年度、6年度ですが、修繕できるように、予算措置等して対応するように今、準備を進めているところです。
平野委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	93ページの7款商工費の関係なんですけれども、区分の14の中に654万8,000円と予算組みもしてありますけれども、この中に間木堤の白鳥の飛来地の、子どもたちが写真を撮るための看板と言ったらいいかな。背景の看板がありますけれども、もう大分傷んで使いものにならないような状況になっているんで、これ何とか新しいものにならないか。予算が入っていないのかどうかお聞きします。
平野委員長	商工観光課長。

商工観光課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 間木堤の写真を撮る、顔を出してやるパネルのことでよろしかったでしょうか。先日、実は踏み台が壊れているということで、白鳥監視保護委員の方から連絡いただいて、そちら、一旦直したんですが、そのときに板面もちょっと傷んでいるなというのを確認しておりました。何とかその部分も、今すぐということは難しいんですけども、来年度の白鳥が来る時期までには何とかしたいなということで、うちで今見積もりとかを取らせている段階であります。 以上です。
平野委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	見積りをとっているというんであればあれですけども、ただ、できれば急いでもらいたい。というのは、去年から、コロナが終わって、白鳥が来るようになって、お客さんもたくさん来るようになりました。森の感謝祭も行われるようになりましたし、また今年もやるということなんで、早いうちに手当をして、ちゃんとした観光地としてのPRをやっていただきたい。それを要望しておきます。
平野委員長	ほかにございませんか。 小笠原委員。
小笠原伸也委員	90ページ一番下になるんですが、7款商工費、2目商工業振興費、18節、一番下になりますが、町商工会補助金とありますが300万円ほど、これ内訳大まかなのが分かったら、教えていただきたいんですが。
平野委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎和紀君)	それではお答えいたします。 まず、商工会さん、当然商工業の経営改善とか、そういった小売・中小企業等の振興ということで会あるわけですけども、そこに指導員、様々経営に関する指導員を配置する人件費を主なものとして補助金を出しているところ。その金額が280万円で、その他、商工振興の事業を行っておりますので、それに対して20万円をということで、合計300万円の計上にな

	っております。 以上です。 小笠原委員。
平野委員長	
小笠原伸也委員	ありがとうございます。その補助金というのは、商工会から依頼というか、要望があって出しているのか。町から「出すよ」と最初から言っているのか。どういう経緯で予算措置をしていらっしゃるのか、お聞きしたいんですが。
平野委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 これまでずっと商工会さんでそういった事業に取り組みたい、そういう指導員を配置したいということで協議させていただいて、町で補助金をお出ししております。 以上です。
平野委員長	ほかにございませんか。
(委員席)	***「なし」の声***
平野委員長	なしと認め、第5款から第7款までの質疑を終わります。 次に、第8款土木費から第9款消防費までの質疑を受けます。 説明書94ページから106ページです。 質疑、ございませんか。 檜山委員。
檜山 忠委員	96ページ8款土木費の2項道路橋りょう費の区分の14か15になると思いますけれども、確認をしたいんですが、間木町内の中央部分の十字路部分、町道拡幅についてであります、以前より何とかしてほしいということをお願いをしてきましたけれども、この中に予算化されていますか。
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	お答えいたします。 間木町内の山内商店から青い森鉄道踏切までの町道の区間のことだと、町

	道の拡幅のご質問かと思いますが、今年度あの十字路部分の住宅が解体されたことから、町内会と連絡調整をとりながら、現在所有者の方と事前交渉進めております。 来年度、令和6年度は町道整備事業関連予算として測量設計委託料、これを250万円、あと土地購入費及び補償費、それぞれ100万円ずつ予算計上しておりますので、この予算の中で計上しておりますので、その予算の中で対応したいと考えております。 以上です。
平野委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	ありがとうございます。念願かなって、町内では一番の、あそこを何とかせい、何とかせいというような話が出ていましたんで、あそこが拡幅されると、大分交通の便もよくなると思います。 それでここ、もう1つ別なほうに質問をやるのはいけないんですよね。もう1つ加えるのは駄目ですよね、さっき言うのを忘れちゃったけど。
平野委員長	8款以内で、今の質問、新しいやつ。
檜山 忠委員	新しいの。
平野委員長	8款から9款の間であつたらいいですよ。
檜山 忠委員	いいですか。 98ページになりますけどいいですか。98ページの8款土木の中、2項道路橋りょう、区分の12なんですけども委託料、除雪作業委託料1億3,991万6,000円の中に、新除雪車の運用が含まれていると思いますが、2月27日の大雪の際の新除雪車の性能と運用は想定されていたものでしたか。
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (柴嶋泰幸君)	それでは、お答えいたします。 新除雪車と言いますと、今年度納品されたロータリー除雪車のことだと思いますが、この機械は除雪作業後の路肩の道路の幅出しとか、あと排雪とか

	に使うということの目的で購入しております。 2月27日の大雪時、除雪した雪が路肩に盛られている状況、皆さんご覧になっているとは思いますが、状況でしたが、この除雪機を使って、排雪可能な箇所について、道路の幅出しを行いました。その結果、今年初めての作業ということでしたので、私も現地を確認しましたが、性能とか、あと運用については当町の購入したときの目的どおりということで考えております。 以上です。
平野委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	この新除雪車の今後の運用方法なんですけれども、外注運用にするものなのか。町が直接運用をしていくものなのかどうかをちょっと伺いますけれども。
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	それでは、お答えいたします。 外注と申しますと、例えば業者に貸し付けしてやってもらうとかということだと思います。今年度購入したところ、今年度4回ほどロータリー除雪機、除雪に出していました。やはり機械が非常に特殊なものですから、今年4回とも町の運転手で除雪行いましたが、業者からも、機械を見せたりして「どうですか」ということで、まずはいろいろ聞いてみたところ、やはり運転が非常に難しそうだなというところがあります。 町側とすれば、やっぱり業者に貸し付けした場合に、破損とか保険とか様々な懸念材料がございますので、当面は町の運転手において運用したいということで考えております。 以上です。
平野委員長	ほかに、川口委員。
川口弘治委員	97ページの14節の町道整備工事費に関連します。これは町民の方から情報いただきましたけど、上北道が全線開通されたことによって、非常にここに行くまでの交通量が、町道を通して交通量が非常に多くなっているという、そういった報道の新聞の内容記事でございますが、当町においても、特に向山地区の道路だと思うんですが、上北道に入るインターの手前、こうい

平野委員長	ったことが大型、また交通量が多いことによって町道の破損、そして課としては交通量調査、実態、そのようなものは把握してあるかどうか。
地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	地域整備課長。 お答えいたします。 議員ご質問のとおり、上北道路無料開通になってから、特に豊原地区からイオンの通称ジャスコ道路と言われる区間、あとそれから八戸方面、一川目に向かってトラックがちょっと多くなったなというところの感覚は、私、今現時点で持っていました。 ただ、議員おっしゃるとおり、やはり今のその区間の道路自体がそもそもトラックを想定した道路の構造の作りではありません。農道整備事業で行ったものですから、舗装も簡単に言えば薄いような形になります。懸念されるとおり、道路の破損というのは、やはり当町としても非常に心配なところであります。 それを踏まえて、昨今、つい最近ですけれども、町長からも警察と連携して、何とかそういったトラックの交通、スピードも含めてですけれども、振動対策も含めて何とかならないかということで指示を受けておりますが、それは4月以降、4月に入ったら早々、三沢警察署に行って、まずは相談しながら、ソフト面で何かできるかということでまずは考えていきたいと。それに際して、必要があれば来年度交通量調査とか、じゃあ実態はどうなるんだというところは、まだ誰もつかんでいけませんので、その調査にも入っていければなということでは考えております。 以上です。
平野委員長	川口委員。
川口弘治委員	ありがとうございます。ジャスコ道路で、これはこの説明にはちょっと外れますが、死亡事故が起きているんですね。道路道幅が狭い上に、高速化されております。50キロ制限ではございません。大型が通っております。道幅が狭い上、農道ということで、非常に交通量が多いので、道路事情が非常に厳しい状況だと、なおこうして車が増えている。そういう実態を今認識しているということですので、交通安全対策も含めて、そちらのご対応、よろしく願いいたします。

平野委員長	吉村委員。
吉村敏文委員	私は2点だけお願いします。 96ページ委託料の中で、町道沿線支障木伐採業務委託料とあるんですけども、これは町全体のことを示しているのか、また、ある特定のエリアのことをやるつもりなのか。それをお尋ねします。 もう1点は、97ページ、私道整備助成金なんですけど、これも多分北部地域のことではないかなとは思いますが、北部地域だけではなくて、町内いろいろあるかと思うんですが、その内容的なものをお尋ねいたします。
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (柴嶋泰幸君)	それでは、まず沿線の木の伐採のご質問についてお答えいたします。場所につきましては、当課では、それこそ向山駅から南にずっと県道まで下がっていくところ、ちょうど青い森鉄道ののり下と言いますか、そこが町有地になっています。町有地になっていて、町有地からの木も非常に道路に張り出しているような状況でしたので、当然所有者である町がそこはきちんと木を切って、管理していかなければならないということで考えております。 もう1点が、町道だけではないんですけども、阿光坊の聖福寺から北側に向けて、あそこのところも非常に木が覆いかぶさっているところ、道も結構あるんですけども、その町道部分だけでも伐採を進められればということで300万円、計上しておりました。 続きまして、私道整備のところです。私道整備の予算計上1,000万円ですけども、1,000万円の内容としますと、まずは夏堀団地、去年に引き続きのところなんですけども、それと通称青葉台団地、この2カ所につきましては、いずれも境界不整合地ということで、もう境界と今の実態が非常に混乱しているような地域であります。ここについては、今後も私道整備しかやり方がありませんので、町内会長等と話しして、それぞれ500万円と300万円ということで事業を進めます。 あと1カ所が緑ヶ丘地区、なむ南無プラザ付近なんですけども、こちら昨年度延長の約半分200万円程度で行いました。今年もそれ分として200万円計上して、今年度でその私道整備が整備されるということの予算の内容になっております。 以上です。

平野委員長	吉村委員。
吉村敏文委員	96 ページの木の伐採のところに關してなんですが、この間も日野口委員からも質問がありましたけれども、氣比神社の西側ですね。中学校に行くところと氣比神社に上がるところのちょうど三角地帯と言うんですかね。あの辺がやっぱり枝が相当茂っておりまして、冬場になると非常に影になって雪が溶けないという状況になっています。それと、あと木の太分生い茂っているようなところも見受けられますので、その辺のところも一応点検して、またやれるものなら、その辺のところも安全のためにやってもらえるかなと思っています。 それと、あと私道整備なんですが、いろいろと特に北部に關しましては、結構奥に行くと、私道整備の部分が結構残っているところがあると思います。北部の、特に住宅地とかいろいろな形で増えている箇所ですので、その辺のところも、もし可能な限りであれば、また予算的なもので、要望があれば、これも補正なりして、ちょっとでも増やして行って、少しでも住民の方の利便性とか、そういうものを考えていただければなという感じで思っていますが、その辺の考えについてはどうでしょうか。
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (葉嶋泰幸君)	お答えいたします。 最初の枝払い、具体的な場所として氣比神社の西側の三角の部分、先般の日野口委員からの一般質問もございましたが、そこら辺のところ、私ら構図と、所有者と、あと現状も現地で確認しております。三角の部分につきましては、現状民地であります。今回の日野口委員からの一般質問も踏まえて、氣比神社の所有ではないんですけれども、ほかの一般の方の所有地なんで、その方のところに、まずはこういったご意見のところあったということで、そういった民地について、原則は所有者に切っていただくということになりますので、まずはそういった所有者に対しての相談から始めさせていただければと考えております。 2 点目の私道整備です。委員おっしゃるとおり、特に北部地区につきましては、町内の中でも私道が非常に多いという状況になっております。やはり除雪も含めて、普段の砂利道とかも含めて、そういった苦情が多いところも、実情としますと私道が結構多いという状況になっていました。

	じゃあ、いろんな事情の中で、私道整備どう進めていくかということで、現状の私道整備要綱ということで、数年前、もっと整備が進むような形で要綱を見直しして進めております。その結果としますと、結構それ以降、いろいろ私道整備、進められている状況です。当課としますと、その所有者の方、関係者の方が協議して、要件もございますけれども、ちゃんと皆さんの関係者の合意が整ったら、役場に来ていただいて、事前の書類もありますんで、それを見て、よければ、随時補正で協議していくということにしております。 以上です。
平野委員長	吉村委員。
吉村敏文委員	ありがとうございます。この立ち木に関しては、当然所有者のこともあります。当然それですけども、やはりそこを使用している。特に中学校とか、そういうところに通っている通学路でもありますので、その辺のところは、地主というか、所有者の方の理解もしてもらわなければなんないなとは思いつつも、やはり生徒、子どもたちの安全・安心のことにもつながりますので、その辺のところはまた担当課でもいいですから、地主の方と話をして、できるだけ環境を整備していただきたいなと思っております。 それと、あと私道整備なんですが、今このとおり、多分皆さん分かっていると思うんですが、非常に未整備のところが多いので、あの地域、やっぱり新しく住んでいる、入ってきている方も多いので、そういうところになると、どうしても最後には道路整備、そのところがやっぱり問題が出てくるのかなと、苦情も多くなるのかなと思っておりますが、今言ったようにいろいろな問題があろうかとは思いますが、やはりおいらせ町、住みこちナンバー1ということの町でもありますので、少しでもそういうところの合意を取りつけながら、また町でも指導しながら、その辺をより一層進めてもらいたいなと思っておりますんで、よろしく願いいたします。答弁はいいです。
平野委員長	ほかに、小向委員。
小向幸祐委員	1つだけ確認させてください。101ページ、9款1項消防費の1目非常備消防費の中の1節ですね。消防団員出動報酬のことで確認させてください。 今の補正でもかかったかもしれないですが、団から、それこそ予算が足りずに、報酬がちょっと滞っているという話を聞いておりました。火災、災害

	が少ない方が、まず間違いなくいいことなんですけど、今回の予算組みに関して、消防団員出動報酬622万8,000円、これの試算の内訳というか、どういう計算でこの金額になっているか確認させてください。
平野委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (田中淳也君)	それでは、出動報酬の内訳についてお答えいたします。 まず1つとしては、訓練とか警戒とか、そういった形の通常災害でない部分の出動報酬については1回当たり2,000円を支払うことになるんですけども、それについては大体480万円程度を見ております。 質問があった災害等に出動する場合ですけども、災害等の場合は、時間ごとにちょっと変わっておりまして、4時間未満ということで大体50人ぐらい12回程度を見て約120万円、それから4時間以上7時間45分未満というところで20名程度8万円、そのほかに7時間45分超えたものとして4名見て、合計で災害の出動報酬は136万円程度見て、合計が620万円超と試算をしております。 もし、これが足りなくなれば、補正対応するということにしておりますので、支払い漏れ等はないものと思っております。 以上です。
平野委員長	ほかに、小笠原委員。
小笠原伸也委員	97ページ土木費になるんですけど、2項道路橋りょう費、14節町道整備工事費とあります。土木費なんですけど、道路維持管理事業があつて、整備課さんに日々寄せられた住民からの要望に対応されているんだと思います。たくさん要望があるのかなと思いますけれども、この町道、それからおいらせ町内に関わる県道、それから国道45号線と338号線もあるんですけど、こちら辺の住民から要望があつた場合、どう優先順位が決定されているのか。明確な基準があるのか。それ1点と、あと来年以降、これもう既に決まっているんだったら、何年先まで決まっているのか教えていただきたいんですが。
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長	それでは、町道整備についてお答えいたします。道路の部分についてお答

(衆議院議員)	えいたします。
	基本的に道路維持工事、これ9,000万円あります。こちらについては、委員お話しのとおり、年間を通じてある程度軽易な維持補修ということで、細かな工事を実施しているというところの内容になっております。
	一方、町道整備工事費ですが、これはある程度の路線、延長もある程度の延長で、町道、現在進めているのが道路の改良が多いのかなという状況であります。それを進めるということの内容にはなっております。
	その選定の基準ですが、まずは当町、当課において、町内会等からの要望、ずっとデータとして蓄積しておりますが、要望数はちょっと今回記憶、思い出せませんが、トータルで実施可能な路線だけで、おおむね大体100億円ぐらいの概算と見込んでおります。
	当課としますと、いろんな要望の中で、まず実施可能な路線、境界に問題がありませんよとか、あと排水先も問題ありませんよとか、そういった路線を、中からピックアップします。その中には当然私道とか、あと全然公図と状況が合わないとか、それは非常に難しい路線ということで、それぞれ仕分けしております。実施可能な路線の中から、やはりおいらせ町全体の道路の状況、バランスとかを見て、当課において整備する路線を決定しているということになります。
	来年以降の、決まっているかどうかということにつきましては、基本的に道路予算もなかなか、8,000万円と言いながらも、当課としますと厳しいものがあります。1路線について1年でできるかということ、なかなかそういう状況でもございませんので、2年あるいは3年かかっていきますけども、そういった1回整備したものの2、3年整備して、当然それは継続してやりますよということで、令和6年度の場合で新規路線というのは、全部で6路線継続、新規する中で、新規のものは1路線という状況でありますので、その1路線はどうやって決めるかといったら、先ほど申しましたとおり、地域のバランス等考慮していくと。来年度以降はどうかというと、まずは継続路線を優先して、あと1、2本、ここら辺の地域は全然道路整備を何年もやっていないとか、そういうのを考慮して、選定していくということにしております。
	以上です。
平野委員長	小笠原委員。
小笠原伸也委員	町道もたくさんある中で、町に関わる県道とか国道ですね。これは国道だ

平野委員長	から国かなと思いきや、町で優先順位を決めておいて、県だか国に要望出すシステムになっているとお聞きしたことがあるんですが、県道の歩道整備とか、そういった優先順位もあろうかと思うんですよね。そこはいかがですか。 地域整備課長。
地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	それでは、お答えいたします。 国道については、当町の場合、国直轄のやつが国道４５号の１本でございますので、その優先順位というのはなかなかなくて、逆に県道ですね。こちらは、毎年、年１回町としてどこをやってほしいかということで県に要望いたします。当然調書もつくりますし、県から何路線も要望ある中で、町としてはどう優先順位で考えていますかということ、ヒアリング時間かれています。資料も、そのとおりの資料ということで提出をしております。 優先順位の考え方としますと、まずは今やっている事業ですね。とにかく切らさないで継続してほしいということで、今現状としますと国道３３８号、一川目・二川目方面の歩道整備、あと氣比神社のカーブのところをもうちょっと緩やかにできないかということの２本を今、重点的に、県でももう事業実施中ですので、その事業実施中のものを優先して上位で要望していくということにしております。 じゃあ、次の優先順位どうなるんだということにつきましては、まずそれに関連するような、県も、例えば路線も、県道も長いもんですから、この路線の中のさらにどこを優先しますかということで聞かれるので、我々の要望の出し方も、それぞれ小切りで出さざるを得ない状況なので、当然こっちの事業が終わったら、その延長をまずやってほしいという考え方では、調書上は出しておりました。 ただ、やはりいろんな地域の住民の皆様が交通しているわけなので、地域の実情とか、そういったものを、いろんな「こういったところがちょっと危ないよ」とかというのに、とにかく我々は耳を傾けて、重要度も、その中で、我々で判断して、県に提出していきたいと考えております。 以上です。
平野委員長	ほかに、佐々木委員。
佐々木勝委員	まず初めに１００ページのいちょう公園トイレ建て替え工事には、予算をとっていただいてありがとうございます。この話を洋光台の敬老会じゃな

平野委員長	い、新年会、老人クラブがあったときちょっと話したら、拍手が起きました。すごく喜んでおりましたのでお礼を申し上げたいのと。 あと 99 ページなんですが、公園遊具等撤去工事費、これはいちょう公園ですかね、あそこの。 地域整備課長。
地域整備課長 (葉嶋泰幸君)	それでは、99 ページの公園遊具撤去ですが、こちら、場所としますと、まずいちょう公園の複合遊具のウッドステーション、こちらが昨年度、遊具全般、毎年安全点検委託して、公園の遊具専門者から見てもらっていますが、そのウッドステーションが判定とすると、非常に危険な状態だよということで、当然何かにか修繕してとも考えたんですが、なかなかそうもいかないということで、一度撤去して、更新についてはまた地域の皆様と話ししながら、財源的なものも含めて検討できればということで考えています。 あと 1 カ所が明神山公園、こちらが、昨年度の 12 月で町内会から、明神山公園内のあずまやが、私も毎日見に行っているわけではないんで、知らなかったんですが、もう柱から鉄筋がむき出しの状態で、非常に危険な状態でしたので、こちらの撤去ということの内容になります。 以上です。
平野委員長	佐々木委員。
佐々木勝委員	これはかなり長く危ない、危険、立ち入り禁止のテープが張られていて、雪が降っても、その上に子どもたちが上がっている場合もあるので、撤去は撤去でしようがないと思うので、子どもたちに危険がないように早めに撤去をお願いしたいなと思います。 以上です。
平野委員長 (委員席)	ほかにございませんか。 ** 「なし」 の声 **
平野委員長	なしと認め、第 8 款から第 9 款までの質疑を終わります。 ここで、14 時 45 分まで休憩いたします。 (休憩 午後 2 時 31 分)

平野委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 2時45分)
平野委員長	次に、第10款教育費から第13款予備費までの質疑を受けます。 説明書106ページから128ページです。 質疑、ございませんか。 檜山委員。
檜山 忠委員	2点ばかりお願いします。 124ページなんですけれども、10款の教育費の区分18のところに負担金として、補助及び交付金の中に国スポ・障スポおいらせ町実行委員会負担金132万7,000円とありますが、この金額はどのような金額ですかと。 それから2点目は126ページですが、学校給食費の問題ですけれども、区分10の需用費の給食費材料1億3,193万、7,000円で、給食費無料化。そこで給食費無料化を続けて何年になりますか。また、県内で給食費無料化を実施している町村は何町村でありますか。 2つを聞きます。
平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、1点目のご質問にお答えします。 こちらの124ページの国スポ・障スポおいらせ町実行委員会負担金についてですけれども、こちらにつきましては、町からこちらの実行委員会への負担金であります。 国スポの実行委員会の予算につきましては、負担金とかその他の収入をもって充てるということになっております。町一般会計に予算に負担金として措置して、国スポの実行委員会へ支出するということになります。 国スポ側での使途につきましてですけれども、実行委員会では事務局の運営費ですとか、あとは国スポが県で開催されることに対しての機運を醸成したり、PRしたりするための垂れ幕の作成とか設置ですね。あと、来年度国スポが佐賀県で開催されるんですけれども、その佐賀国スポの視察の際のレンタカーの借り上げですとか、ガソリン代とか、あとは軟式野球の、正式競技に

	なりますけども、そちらの会場、下田公園周辺の会場の設計業務と言いまして、実際に会場の図面とか、あるいは誘導をどうするかとか、ゾーニングとか、仮設とかいろいろありますけども、そういったものに支出されるという見込みとなっております。 以上です。
平野委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	私からは給食費の部分でお答えいたします。 学校給食費の無料化につきましては、平成31年1月1日から実施されていて、今年の1月1日で5年を経過し、6年目に入っているところになります。 また、県内の無償化を実施している市町村につきましては、17市町村ということで確認をしております。 以上です。
平野委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	国スポの関係については、県で2年後に行われるそれに対して、それぞれの種目とか、そういうのに対してのいろいろな補助的なのではないわけですね。分かりました。それぞれ各種目とも、国スポに向かって一生懸命努力していますんで、いささかでも補助金があればやりやすいというのがありますけども、分かりました。 それでは、2件目となりました給食費の問題ですが、給食費無料化を行ってから5年。考えてみれば、1億幾らというようなのをよく頑張ってここまでやってきたと、そう思います。高い評価をいただくものでありまして、その政策により、住みよいまち、住みたいまち、幸福度等、数々の高い評価をいただき、県内唯一の人口増加を望める町となりました。 今回、宮下県知事は、17市町村の無償化が大変参考になったとのことで、子育て施策の先進として、県内全市町村に給食費無料化を行うとマスコミ報道があり、また今朝もこども課からいろんな内容の説明がありましたけれども、ただ、やはりその内容については、納得するものではありませんでした。わが町のように、先行努力している我が町にとって、補助金の使用、それから用途や補助金額について、納得できるものではありません。昨日、町長の答弁を聞き、確かな考えに安堵いたしておりますが、再度要望いたします。

	既に給食費無料化を実施している１７市町村と連携をして、町が不利益とならないよう、強く要望してくれるようお願いいたします。応援しております。 ところで、昨日議会の考えも確認いたしました。全員協議会を開き、意見を集約することでありました。その会議で、私は町民の声を代弁し、町民に不利益にならない町長の考えを支持し、賛成討論をいたしたいと思います。 以上です。答弁は要りません。
平野委員長	ほかにございませんか。 澤上委員。
澤上 訓委員	私からは２点ほど、まずは２月１７日行われました教育奨励賞と文化体育スポーツ表彰についてでございます。それが２月１７日なんですけれども、その後デーリー東北主催の天鐘って言うんですかね。私の天鐘かな。これで見事入賞されまして、小・中学校の部ではトップということになるかと思うんですけれども、小泉かえでさん。百石中３年生、なっていますけれども、この方の、もしかしてこの表彰が終わった後なんで、追加で後からやれるものなのか。それとも、この人の立場をどういうあれでたたえてあげられるのかなということ、まず１点。 それから、１１９ページの東公民館の雨漏りの工事ですか。これをちょっと詳しく教えてください。
平野委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	今、澤上委員がお話した小泉さんの件、私、把握していなかったんですけど、例えば、小泉さんではないんですが、表彰後に奨励賞の基準に満たした児童・生徒がいた場合には、年度内に、表彰式には間に合わなかったんですけども、賞状とメダル等を、学校長を通じて渡していただくこととしておりました。 小泉さんの部分、帰って確認をしなければならないんですけども、町で表彰基準にしているものに該当しているかどうかも含めて確認した上で、後でお知らせしたいと思います。 以上です。

平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	119ページの東公民館雨漏り修繕工事について、ご説明いたします。 こちらこのタイトルのとおりなんですが、東公民館の南側の窓になりますけども、そちらで雨漏りが、これは最近始まったのではなくて、大雨とか降れば、雨漏りが発生するということが長年続いてきましたので、そちらを修繕しようという部分と、あと屋根から実際の正面の柱にも、いろいろ水が浸ってきたりとかしていますので、そちらも併せて新年度予算に措置して修繕をしようということでの予算になります。 以上です。
平野委員長	澤上委員。
澤上 訓委員	まずは当然いろいろ規約等もあるかと思いますが、それに照らし合わせて、ぜひ追加で表彰してあげられればいいのかなと思っていますので、よろしくお願いします。 それから東公民館、分かりました。2階の大きい窓のところですよ。実は、私も去年、公民館で会議やった後に、この辺が、板がもう色が変わってきたりなんかしておかしいな。これ雨漏りかな、何かかなと思って気になっていたところなんです。じゃあ、どなたかから要望か何かあって、取り上げてやったものか。その辺、同じ場所だったんで安心しました。よろしく。
平野委員長	ほかにございませんか。 沢尾委員。
沢尾宏之委員	115ページ工事請負費についてご質問します。 木ノ下中学校講堂改築工事費なんですけども、これについて、今年度造成工事で、令和6年度から本体工事となっていますけれども、スケジュール的にはオンスケジュールになっているのでしょうか。ちょっと私、見た感じでは、造成が遅れている感じにも見えたんですけども、スケジュールのときはそのままでいいと思いますけど、そこのところお願いします。
平野委員長	学務課長。
学務課長	それでは、木ノ下中学校の講堂改築工事と、まずは増築工事につきまして

(福田輝雄君)	は、昨年中に工事は終了しておりました。造成工事につきましては、建築する校舎の南側というのか、建築場所のところの整地、あと運搬車両等が入れるように、テニスコートの移設、相撲場の解体。あとは運搬道路の整備ということで終わっております。 6年度につきましては、本体工事が始まるんですが、やはり国の補助等の交付金の採択を得てから工事発注になりますので、夏ごろの入札となる予定になっておりますので、契約後の工事が順次行われる形になっております。 以上です。
平野委員長	沢尾委員。
沢尾宏之委員	ちなみに工事費は、丸々込んだ予算でよろしいんですかね。旧講堂の解体費も含んでいるということで理解してよろしいでしょうか。
平野委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	今回の予算につきましては、議案書の94ページのところに、継続費として、講堂改築事業ということで、6年度・7年度、2カ年分合わせて7億8,080万2,000円を計上しておりますけども、これはあくまでも建築工事になりますので、解体工事等の費用につきましては、別途また予算をつけていく形になると思います。 以上です。
平野委員長	沢尾委員。
沢尾宏之委員	ありがとうございます。ちなみに、現在完成予想図、もう多分設計が終わるんであれば、完成予想図を提示して、地域住民、そして入学予定者の方のモチベーション上げるためにも、やっぱり完成予想図は、提示は必要かと思うので、そここのところの検討をお願いしたいと思います。 以上です。
平野委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	完成予想図につきましては、実施設計を行ったときに、業者さんから描いていただいたものがあります。ただし、そのとき描いていただいたのは、屋

	根が円形になった形のもの、要は下田中学校に近い形で作っていただいたんですけども、やはり雪の事故等があったことから、片側から雪が落ちる形で、円形を取りやめていました。 けれども、その図面につきましては、木ノ下中学校にお渡ししておいて、生徒または保護者が見られる形で、学校長にはお願いしているところになっていました。また一般の方々という形につきましては、学校便りとかで、1回はお見せしているところはあるんですけども、またどういう形ができるかは、検討した上で進めたいと思います。 以上です。
平野委員長	松林委員。
松林義光委員	125ページでお伺いいたします。いちょう公園体育館等改修工事、いちょう公園体育照明器具の改修工事に約2億円を予算計上しております。前に屋内ドームの建設、議員も研修・視察にも行ってまいりました。そして、設計も出来上がっております。にもかかわらず、財源の関係で断念しております。私はスポーツが元気であれば町が元気になると、こう信じている1人であります。現在も町内の連合の野球少年、全国大会に行っております。3月には、木ノ下小学校のバレーボール女子が宮城県に行くことになっております。 そこで私の言いたいことは、前にも若干話がありましたけれども、このいちょう公園体育館を屋内ドームに改修し、屋内ドームをつくることの構想はまだあるのか。それとも、財源の関係でそれはありませんよということになるのか。設計はできているけれども、恐らく、私は町内の屋内ドームの建設は極めて厳しいと認識をしております。いちょう公園の体育館の、屋内ドームの構想はありますか、ありませんか。お伺いいたします。
平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、お答えしたいと思います。 今のご質問ですけども、いちょう公園体育館につきましては、ドームの構想はないとお伝えしたいと思います。検討した経緯はございますけども、今凍結となっております。 いちょう公園体育館については、これからも長寿命化ということで、今回予算措置した外壁の改修ですとか、あるいは照明をLED化するという形

	で、今後も継続して使用していくということで考えておりますので、ドームについてはドームではなくて、今、現状の体育館で、維持管理を行いながら使用していくということで考えております。 以上です。
平野委員長	松林委員。
松林義光委員	ドーム構想はないという話でありますけども、せっかく屋内ドームの青写真まで出来上がっているんです。それは、副町長は、これは捨てるわけではないと、いつかは生かせる時期が来るであろうと、このような話もしておりました。 そこで、町長でも結構、副町長でも結構ですけれども、このいちょう公園の屋内ドームの構想は、もう全然頭にありませんということでよろしいでしょうか。
平野委員長	副町長。
副町長 (小向仁生君)	お答えいたします。 以前、確かに委員おっしゃるとおり、私からドームに対しては捨て切れない思いをこの場で言った記憶がございます。ところが、現在物価高騰、それから人件費の高騰等があつて、予想以上に改修費用もかかってくるということで、今庁舎、それから病院に向かっている最中では、なかなか難しいものがあるのかなと思っております。 先ほど課長が言ったみたいに、長寿命化対策として、とりあえず使えるような体制だけはとっておくと。庁舎整備、それから病院ということで、それらが終わったときに、まだ使えるよということであれば、また各今屋内競技として使っている団体と協議をして、何とかドーム、その床を抜いたドームということで考えることは可能だと思いますけども、一番最初に戻って、ドーム独自のものを建てるとなると、なかなか難しいものがあるのかなという気がしております。 以上です。
平野委員長	ほかにございませんか。 小笠原委員。

小笠原伸也委員	126ページの10款教育費、3目学校給食運営費の10節需用費の給食食材費1億3,000万円ちょいありますが、この食材なんです、牛乳初めメニューが決まっているわけですね、野菜いっぱい。あとパンかご飯か、そういうメニューが決まっているわけですが、町でも野菜とれておりますよね。様々農産物あります。魚介類もあるので、牛乳は無理にしても、町の食材というのは割合どのくらい占めているのか。自給率という名前になるのかどうかちょっとあれですが、何割ぐらい町の食材を使っているのか。分かったら教えていただきたいんですが。
平野委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 重量ベース、食材の重さになりますけども、地元産ということで、町内産のものにつきましては、大体10%から12%ぐらい毎年、活用しております。主な材料につきましてはお米、キャベツ、大根、ニンジン、あとはキノコ類であったりとか、地元でみそをつくっている方いらっしゃいますので、地産地消の会とありますけども、そちらから購入して、みそも地元産を使っております。 また、県内産という部分で大体50%から60%を、県内産を使うという形で、ここの部分につきましては、結構前から地産地消、県内産を使いましょうという取組がありますので、そういう部分で、購入する業者に対しましても、できるだけ町内産、または県内産ということでお願いをして進めているところとなっております。 以上です。
平野委員長	小笠原委員。
小笠原伸也委員	ありがとうございます。10%から12%という、町の食材を使っているんだということなんですが、これは今のお話だともっと上げていくようなお考えということで捉えたいと思うんですが、町にはそのほか、例えばホッキ貝とか、それから黒ニンニクとかあって、そういったのを給食で使うことによって、これは間違いなく新聞に報道されるわけですね。そういったPRの効果も含めると、あと町内に現在、はっきり言うと、イオンは潤っているけども、本町地区の商店街はほとんど人が通ることもないぐらいの閑散とした状況になっているわけですよ。その商店さんを利用するような感じ。値段

	で決めたら、絶対県産であればいいとか、全国安いところから仕入れるというのはもちろんなんですが、ここでお金を使って、町の農業の方を支援する意味で、必ず町から買うとか、あと漁業、おいらせのある漁協とタイアップして、高くてもホッキ貝買うとか、例えばそういったのはやってみないと、町が活性化しないんじゃないでしょうか。 本当にイオンはいいけれども、本町地区、本当にシャッター街になっているんですね。そういった潤いとかも考えると、どんどんどんん使ってほしいなという気持ちで今質問をさせてもらっているんですが、ホッキ貝・黒ニンニクとか、そういった変わったものを使う。そういう予定はございますか。
平野委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 地元産の今言った水産加工品に関しましては、まず1つ目のホッキ貝につきましては、15年以上前に漁協さんから提供をいただいて、学校給食に出したことがあります。そのときには、確認しましたら、ホッキカレーをつかって、生徒さんたちに出したということだったんですけども、かなり大変だったと。 何が大変かという、やはり貝からむいて、給食の材料として使うのに、その日のうちの給食には間に合わない、要は数量が多いからです。なので、もし使うとしても、加工品になったものであれば使えるんですけども、要は地元でホッキを加工した事業所がありませんので、地元産という形にはなり得ないのかなという部分があります。 また、ホッキにつきましては、1玉150円から250円ぐらいの単価になっておりますので、子どもたちに提供をしたくても、やはり経費を考えると厳しいところがありますので、そういう部分につきましては、給食ではなくて、学校の食育、または以前、コロナ禍前は水産教室等を開きながら、子どもたちに触れさせてきておりますので、できればそういう機会をまたつくっていききたいかなと思っております。 あと、購入業者につきましては、今、小笠原委員は大きいイオンさんとか大手スーパーもあるかと思うんですけども、そちらからの購入ではなくて、あくまでも町内の小売業者さんの納入希望がある業者さんを募ってはいるんですけども、大半は県の給食食材を扱っている、県の推奨するところの事業所さんがやっぱり主になってしまっていると。その、なっている原因につきましては、やはり安定したものを供給していただくためには、

平野委員長	地元産であれば、野菜であれば時期が決まっておりますので、その時期を逸してしまうと、品数がそろわない等々ありますけども、野菜に関しましては、できるだけおいらせ町産、または県産をお願いしながら進めているということでご理解いただければと思います。 ほかにございませんか。 小向委員。
小向幸祐委員	2点ほど、115ページですね。教育費の中学校費、先ほど沢尾委員も話しておられて木ノ下中学校講堂改築工事費、直接この工事費に関連したものではないんですが、恐らく新築、将来的に新しくなれば、地域、おいらせ町の学校体育施設利用規程というのに照らして、一般にも場合によっては開放することもあるかと思います。そのことで確認というか、要望というかがあるので話させていただきます。 別にある規程の内容になるんですが、学校体育施設利用規程によると、学校の体育館は、一番として日曜日・土曜日・祝日に規定するものは午前9時から午後5時までの使用という形になっています。日曜・土曜・祝日、そのほかは早朝、朝の時間もあるんですが、夜間だと平日は5時から9時までという形になっています。今後、中学校の部活動の地域移行等、いろんな問題が入ってくるかと思いますが、平日は夜5時から9時まで、あとはいちょう公園・交流センターは土曜日であれば、施設の管理者がまた違うので、どこまでと言うと、難しいところもあるかもしれませんが、恐らく一般開放になると、土曜の夜だとか日曜の夜だとか、そういうところの分野で、やっぱり使用したい地域のスポーツ団体等、あとは移行、将来的にそういう分野だったり、スポーツ少年団だったりする分野も、土曜日でも5時までではなくて、9時までどうにか使わせてもらえないかというような要望等があると思います。この規程、改定する予定がないかというものがまず1つです。 あともう1つ、今朝配られました学校給食無償化・子育て支援市町村交付金の内容について、1点確認させてもらいたいんですが、2ページ目の、全部が全部決まっていることではないかとは思いますが、2ページ目の(2)番交付金額及び交付率というところで、おいらせ町は①番の学校給食無償化事業、県の10分の10が該当しないということで、2番の現状であれば、この内容どおりいけばということですが、県が推奨する無償化事業及びその他市町村提案事業ということで、交付率県5分の4ということで、下に上限額(2)①で設定した上限額と同じとなっております。

平野委員長	現状、1番の学校無償化事業が10分の10は無理ということがはっきりしているようなので、2番というと県の5分の4、80%補助の場合、上限額、これは試算してみたりしますでしょうか。もし試算していたら、金額教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。 学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	1点目の学校開放のこと、ご説明させていただきたいと思います。 今、町で規定している学校開放の規程につきましては、かなり古いものがそのまま使われている形になっておりました。学校開放につきましては、国の文部科学省でスポーツ振興を進める上で、学校が利用しない時間帯、または学校に支障を来さない時間帯で開放してくださいという形の趣旨になって、現在進めてきているところとなっております。 現在は、小中学生が使う場合、または一般の方が使う場合、いろんな部分で学校に確認して、そこの部分を使用しないという時間帯、規程の中にある時間帯でお貸ししている形にはなっておりますが、結局管理者が常時いない形なので、使用実態があまりよくない状況になっているのを今確認しておりました。今年度見直しされた公共施設の利用率のこともありまして、学務課としましては、来年度利用者の意見を聞きながら、どういう形がいいのか。逆に言えば、使用条件を厳しくしていかなければならないかなという思いもありながら、進めているところです。 委員がご指摘の土日祝日というのは、基本的には管理者、要は学校長がいない時間帯の利用になります。また、その利用状況を確認する人がいない中になりますので、できるだけ、夜間とかそういう目の届かない時間帯は避けたいなという思いがありますし、また学校開放、要は、あそこは体育施設でもありますけども、講堂という役割がありますので、スポーツ施設はまた別の思いが私たちありますので、そこの部分でどういう形でお貸しできるのかというのを模索していきたいなと。最終的には、来年度利用者の意見を聞きながら、利用率も含めて考えていかなければならないかなという思いがありますので、来年度見直しを含めて検討していくこととしているところになっていました。 以上です。
平野委員長	保健こども課長。

保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、学校給食費の無償化に伴う子育て支援市町村交付金の件についてお答えします。 委員ご質問の、県が推奨する無償化事業及びその他市町村提案事業についての上限額についての考え方でございますが、本朝お配りしている資料の中に、横長の一覧がついていたと思われませんが、こちらに交付金額の上限額という記載がございます。おいらせ町につきましては、その前に、この交付上限、交付金の積算基礎になるんですが、これは県の平均給食費の単価に、それぞれ小学生、中学生の人数をかけ合わせたものが交付金額の積算となりまして、それによりますと、おいらせ町は年間ベースでいくと1億928万9,000円、そして令和6年度に関しては、10月からスタートすることですので、この半分5,464万400円、こちらが交付金の上限額となると。それに対して、県で補助できるのは、1つの事業については、8割県から支援をするという意味合いでございます。 以上です。
平野委員長	小向委員。
小向幸祐委員	ありがとうございます。学校施設であります、学校長とか管理する者がいる時間帯ということが前提ということにはなっていますが、夜間であれば5時から9時まで、場合によってはいない時間帯も使っていたりすることもあるかと思います。どうしても、体育施設だけでは賄えない部分や、あとは地域のスポーツの活性化も含め、ぜひとも最低でも土曜日とか、土曜日の夕方とか延長できれば、また少し動きがよくなるのかなと思います、祝日はまずあれとして。ベストは土日、夜間までいければ、実際使う人の意見も聞きながらという答弁でしたので、それも調査していただいて、一番いい形で回ってもらえればいいなと思います。そこのところをご検討いただければと思います。 あとは給食費、これは完全に見落としておりました。朝たしか説明あったと思います。これも実質8割ということが、今、現状ということかと思えます。納得しました。ありがとうございます。
平野委員長	ほかにございませんか。 川口委員。
川口弘治委員	ページが110ページ特別支援教育就学奨励費、これに特別支援について

	若干お聞きしたいんですが、これは特別支援学級に係る経費ということで、この特別支援学級に、「この子は支援学級ですよ」という通知が出されますよね。小学校から中学校に上がる場合でも、判定した結果、「どちらを選択しますか」という形の通知が来るはずです。という相談がありまして、私が聞きたいのはその判定基準、判定はどのような形で行われているか。そのところ教えてください。
平野委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	特別支援の学級に在籍する児童・生徒の判定につきましては、例年大体5月、6月ぐらいに、例えば新入学の子どもであれば、通っている保育施設・幼稚園、あと学校に入学している子どもであれば、それぞれの学校の先生または保護者の了解をいただきながら、夏休みにかけてWISCという検査等をしてしながら、また病院の医師の診断をしていただきながら、総合判定をいたします。 総合判定結果につきましては、保護者にその子どもの検査等の総合判定または検査の状況を説明して、最後、その判定の中では、例えば特別支援学級であったり、普通学級であったり、または特別支援学校の判定がつく児童・生徒がいますので、その説明をした上で、最後はあくまでも保護者の要望に対して入級先を決めますので、例えば町で特別支援学級の判定を出したとしても、保護者の意見が普通学級で何とか頑張っていきたいというのであれば、普通学級の在籍になりますので、判定はいたしますけども、最終的な判断は保護者の判断に委ねているとことになっております。 以上です。
平野委員長	川口委員。
川口弘治委員	ありがとうございます。この判定をする際に、私これ、ちょっと聞いた話なんですけど、学校の先生が1つの基準をもとにして、例えば何分座ってられないかとか、落ち着きがないがとか、そういうマニュアルがあるという話、これは本当でしょうか。
平野委員長	学務課長。
学務課長	時間座ってられる、いられない。ちょっと私もその検査を行っていない

(福田輝雄君)	ので、具体的な部分は今お答えできませんけども、何らかしらの尺度というか、判断基準はあるということで認識しております。
平野委員長	川口委員。
川口弘治委員	大変よく分かりました。教育委員会では、多分、学校現場でそういう認定をしているというか、そういう現状、現場のですね。把握していないということがよく分かりました。 実際に、多分教育委員会で把握しているかどうかというのももっともっと聞きたかったんですが、国の指導のもと、先生方がそういうマニュアルを持って判断、それこそ点数というか評価して、この子は、要は多動性であるとか、そういう判定をしている。これが国の指導であると、私はいろいろ調べたら、そういう状態なんだそうです。 次に何が行われるかという、先ほど課長が説明したとおり、要支援という形で病院に送られます。送られるというか、カウンセリング等の診断を受けてくださいと親御さんが言われます。カウンセリングを受けられて、その結果も先生からといって、先ほど答弁したとおりの判断がされます。実際は、じゃあ、もっとひどくなると、薬の投与なんですね。それが精神的な疾患という形で、子どもにそういう投与をして、正式な病名なのかどうか、そのところを本当は聞きたかったんですが、そういう現状が起きているんですよ。 不登校が多くなっていると言いますよね。子どもが、学校が嫌だと言うんです。子が多いんだそうです。私もその経験者の1人でした。自分の子どもがですね。カウンセリングを受けると、半年カウンセリングを受けましたが、何の形も示せなかったです。子どもにとってですね。結局不登校になって、そういう多動性だということで、学校では受け入れはしてもらえませんでした。 という、少ない中でも、そういう困った親御さんがいるという現実と、私、ちょっと疑問に思うのが、例えば精神的なそういう病名をつける医師に送る。その基準判断を、現場でやらなければならないとはいえ、素人の医師でもない先生がそういう判断基準をしているという、そういうことになっているのがちょっとおかしいのではないかなと、不思議だなと、逆に思うんですね。要は座ってられないと、その子はもう多動性ですよ。子どもが少ないのに、学校に行けない。楽しい学校生活ができない。親御さんは非常に困っていると。どこに相談しても、何もできない。そういう現状というのを分

平野委員長	かっているとは思いますが、あるということ。それに対しても何かしら対策を講じてほしいなということもありまして、今質問しましたが、何か課長、答弁をお願いします。 学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	1つだけ、私の説明が悪かったのか分からないんですけども、学校で多動性とか、特定はしておりません。あくまでも、川口委員がおっしゃるとおり、学校で、例えば落ち着きがなくて、授業に参加する場合に、なかなか難しい場合には、相談を受けたときに、こういう病院がありますので、ちょっと診てもらってくれませんかというお話はするかもしれませんが、病名を学校の先生が、先ほど言った何かのマニュアルを見て、確定する形にはなっていないということだけのご理解いただければなと。 また、先ほどの判定の場合には、やはり専門の医師の診断を受けて、そういう病名がついている子であれば、その病名をもって判定をする場合があります。判定につきましては、それを判定する委員会を設けて、皆さんがいる形で結論を出していく形にはなっております。 あと、相談につきましては、みなくる館にある教育相談室で相談員2名、あとは県から来ているスクールカウンセラーの3人体制で相談を受けながら、保護者の相談、または不登校で学校に行けない子でも、みなくる館であれば、学習に来られるという子どももいますので、そういう部分で対応をしているところがあります。 また、最近であれば、それぞれの中学校なんですけども、教育相談支援員さんを町で配置しておりますので、学校の教室ではなくて、学校の小さい部屋を活用して、教室ではなくて、別室で登校していただいて学習をしているという子どもたちも増えてきているところとなっていました。対応方法につきましては、まだまだ足りないところがあるかと思いますけども、今いる人員の中で、できるだけ対応するように頑張っているところであります。
平野委員長 (委員席)	ほかにありませんか。
平野委員長	なしと認め、第10款から第13款までの質疑を終わります。 以上で、歳出の質疑を終わります。 次に、給与費明細書から地方消費税交付金の充当に関する資料までの質疑

＊＊「なし」の声＊＊

	を受けます。 説明書 1 2 9 ページから 1 4 2 ページです。 質疑、ございませんか。
(委員席) 平野委員長	**「なし」の声** なしと認め、給与費明細書から地方消費税交付金の充当に関する資料までの質疑を終わります。 これから討論を行います。討論は、ありませんか。
(委員席) 平野委員長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 お諮りします。 本案は、原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。
(委員席) 平野委員長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することに決しました。 お諮りします。 本日の予算特別委員会における付託議案審査については、議案第 2 1 号、令和 6 年度おいらせ町一般会計予算についてまでとし、議案第 2 2 号、令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算についての審査は、明日に引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(委員席) 平野委員長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、予算特別委員会の付託議案の審査は、明日行うことに決しました。 これで、本日の会議を閉じます。 明日、1 5 日金曜日は午前 1 0 時から予算特別委員会を開催します。 本日の予算特別委員会は、これで延会といたします。
事務局長	(延会時刻 午後 3 時 3 5 分) 修礼を行いますので、ご起立願います。

(佐々木拓仁君)	礼。 お疲れさまでした
----------	---------------------------

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 5 月 20 日

予算特別委員長.....平 野 敏 彦.....